

男女が共に創る住みよい地域社会

2024-2028

第4次茅野市男女共同参画計画

(はつらつプラン21)



長野県 茅野市・茅野市教育委員会

はじめに

茅野市は、豊かな自然に恵まれた八ヶ岳西麓の地で、約5000年前の縄文時代から、その縄文文化と精神性を大切に育んできました。



現代社会の人口減少と超少子高齢化等、市民ニーズや地域課題が多様化し複雑化する中、市民の皆様が安心して快適に暮らせるまちづくりのため「たくましく やさしい しなやかな 交流拠点 CHINO」の実現を目指しています。

茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）は、平成15年に策定以降、5年ごとに計画を策定または見直し、男女共同参画社会の実現に向け、市民の皆様とともに取り組んできました。

本計画は、現在第3次計画まで進み、市民の皆様の男女共同参画に対する理解は徐々に広がってまいりました。しかし、今後の持続可能な地域社会の実現のためには、性別に関わらず、多様な個性と能力を持つ人材が様々な立場から政策や方針決定に参画し、男女が共に担う平等な社会づくりを目指すために継続した取り組みが必要です。

また、SDGsで目標とする持続可能なよりよい社会のために、暴力のない、誰もが安心して過ごされるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、このたび、「第4次茅野市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画が、市民の皆様をはじめ、地域、職場、家庭、学校など様々な場面において広く浸透することで、男女共同参画社会の実現につながるものと期待しています。

今後も、市民の皆様、事業者の皆様、地域の皆様と力を合わせて、男女共同参画社会の実現に向けて力を尽くしてまいりますので、変わらぬご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました茅野市男女共同参画推進会議委員や市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

茅野市長 今井 敦

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付けと性格	1
3 計画の期間.....	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	3
2 テーマ	3
3 基本目標.....	4
第3章 計画の体系	5
持続可能な開発目標 SDGs とは	6
第4章 計画の内容	
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	7
基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	10
基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現.....	14
基本目標4 男女の性の尊重と健康支援	20
第5章 計画における成果指標	22
第6章 計画の推進	23
関係資料	24

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

茅野市は、平成7年に茅野市女性行動計画を策定し、「男女が性にとらわれずそれぞれの特性・個性・能力を発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現」に向け、取組を進めてきました。平成13年（2001年）に茅野市男女共同参画基本条例が制定され、平成15年（2003年）に茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）の策定以降、見直しや、改定を行い、平成26年（2014年）に策定した第3次男女共同参画計画（はつらつプラン21）のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。近年における歯止めのかからない人口減少と少子高齢化のほか、頻発する大規模災害や新型コロナウイルスの影響など社会情勢の急速な変化により、人々の考え方や家族の姿も大きく変化しています。このような複雑な社会における性の問題提起や課題が深刻化していることから、多様な性の理解を深め、偏見や差別のない社会や多様性が尊重される社会に向けた意識改革の啓発を進めることが大切です。また、計画策定にあたり、男女共同参画の視点でSDGsの持続可能な社会の実現とともに安心して快適に暮らせるまちを目指し、「新しい暮らし方」や「新しい働き方」を考えていくことが必要です。

本計画は、これまでの取組に「ジェンダー※1平等」の視点を取り入れ、市民が自らの意思によって多様な生き方を選択できる、男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き「茅野市男女共同参画計画」を推進します。

2 計画の位置付けと性格

この計画は、次に掲げる位置付けと性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」と、「第5次長野県男女共同参画計画」を勘案しています。
- (2) 本計画は、「茅野市男女共同参画基本条例」第7条第1項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「第5次茅野市総合計画」の基本計画に位置付けられており、現在策定を進めている「第6次茅野市総合計画」の「基本構想」（案）における「多様性の尊重」に関連する計画です。
- (4) 本計画は、「第3次茅野市地域福祉計画（福祉21ビーナスプラン）」や、「第3次茅野市子ども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」等の計画とも関係しています。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

- ※1 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方で、社会通念や習慣の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダーgender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

茅野市男女共同参画ロゴマーク【愛称：ちのリンリン】

<デザインに込められた思い>

茅野市の花「りんどう」をモチーフに男女関係なくお互いを尊重し、個々の能力が発揮できる社会をイメージしました。また、「CHINO」の頭文字「C」を使用したロゴになっています。

<愛称に込められた思い>

りんどうの花は、ベルのようだと思います。ひとりひとりが花ならば、私の音、あなたの音、みんなの音が響き合ってすばらしい合奏なればよいと思います。



*茅野市男女共同参画ロゴマークは、男女共同参画について身近なものとして捉えてもらえるようシンプルで親しみやすいデザインを令和3年に募集し、応募総数97点の中から決定しました。

*ロゴマークの愛称は、翌令和4年に募集し、応募総数76点の中から決定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮し、男女平等の理念により、いきいきと生きる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

茅野市男女共同参画基本条例の基本理念を踏まえ、市民、事業者、区・自治会と協働して計画を推進し、地域、職場、家庭などのあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努めます。

【茅野市男女共同参画基本条例（平成13年条例第7号）】

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければなりません。

- (1) 男女が性別により差別的な取扱いを受けることなく、個人としての個性や能力を発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女の社会における活動の選択に対し、性別による固定的な役割分担などの社会における制度や慣行が、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策や民間の団体における方針の立案や決定に共に参画する機会、またその実施に際して共に参加する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動において家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの活動以外の活動を行うことができることにも配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにも配慮されること。

2 テーマ

「男女が共に創る住みよい地域社会」

3 基本目標

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会は、男女がお互いの人権を尊重し、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。

人々の意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた社会のあらゆる制度や慣行による固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、また無意識の思い込みを解消するため、地域・家庭・職場・学校等のあらゆる分野における、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める意識づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

活力ある豊かな地域社会を目指し、まちづくりの政策・方針決定過程に女性が参画するには、男女が対等な社会の構成員として多用な能力を生かし、様々な視点から新たな発想や手段を取り入れ、お互いに協力していくために、男女共に意識を変えていくことが必要です。

また、国際社会との協調、多文化への相互理解と交流を進めます。

基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

働くことを希望する人が、性別にとらわれず自らの意思で希望する職業に就くことが可能となるように、働き方や慣行を見直し、男性であっても女性であっても幅広い分野で活躍できる働きやすいジェンダー平等な環境整備を推進します。

また、安心して子どもを産み育てるために、女性も男性も仕事と育児・介護を両立できるよう、共に助けあい、お互いに協力して担う家庭環境づくりを進めます。

基本目標4 男女の性の尊重と健康支援

男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、男女間における暴力や児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けた対策や、男女の性に対する教育の推進を行い、社会基盤の醸成のための啓発活動に取り組みます。

第3章 計画の体系

基本目標	具体的目標 SDGsの取組	具体的施策
<p>1</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</p>	<p>(1) 男女共同参画の視点にたった意識づくり</p> 	<p>① 広報・啓発の推進</p> <p>② 意識調査の実施</p> <p>③ 人権尊重意識の高揚</p>
	<p>(2) 学校等における教育・学習の充実</p> 	<p>① 男女の差別をしない教育・保育の推進</p> <p>② 人権を尊重する教育・学習の推進</p> <p>③ 就業観・勤労観を育てる教育・学習の推進</p>
<p>2</p> <p>あらゆる分野への男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 方針等の決定過程への男女共同参画の推進</p> 	<p>① 地区、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性の参画推進</p> <p>② 区・自治会における慣習や制度の見直し</p> <p>③ まちづくりへの女性参画意識の啓発</p> <p>④ 防災分野における男女共同参画の推進</p>
	<p>(2) 市における女性の参画の拡大</p> 	<p>① 審議会、委員会等への女性の参画の推進</p> <p>② 女性職員の管理・監督職への登用促進</p>
	<p>(3) 多文化共生社会の推進</p> 	<p>① 国際理解の推進</p> <p>② 外国籍市民等の生活応援</p>
<p>3</p> <p>職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現</p>	<p>(1) 職場における男女共同参画の推進</p> 	<p>① 男女共同参画を推進するための雇用環境の整備</p> <p>② 女性の就職や再就職支援</p> <p>③ 企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発</p> <p>④ 市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発</p> <p>⑤ 自営業（農業・商工業等）における女性の能力向上</p>
	<p>(2) 家庭における男女共同参画の推進</p> 	<p>① 家庭における男女共同参画意識の向上</p> <p>② 子育て支援体制の充実</p> <p>③ 男性の子育て・介護への参加促進</p> <p>④ 介護支援の充実</p> <p>⑤ 障害児・障害者支援の充実</p> <p>⑥ 子育て・介護を地域で支える環境づくり</p>
<p>4</p> <p>男女の性の尊重と健康支援</p>	<p>(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶</p> 	<p>① あらゆる暴力防止のための広報・啓発</p> <p>② 相談体制等の充実</p>
	<p>(2) 男女の性に対する教育の推進と健康支援</p> 	<p>① 男女の性に対する教育と相談体制の充実</p> <p>② 生涯を通じた男女の健康づくりの支援</p> <p>③ 母性保護・母子保健事業の充実</p> <p>④ 高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援</p>

テーマ

男女が共に創る住みよい地域社会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標 SDGs エス・ディー・ジーズとは

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(外務省公式サイトから転載)

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会は、男女がお互いの人権を尊重し、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。

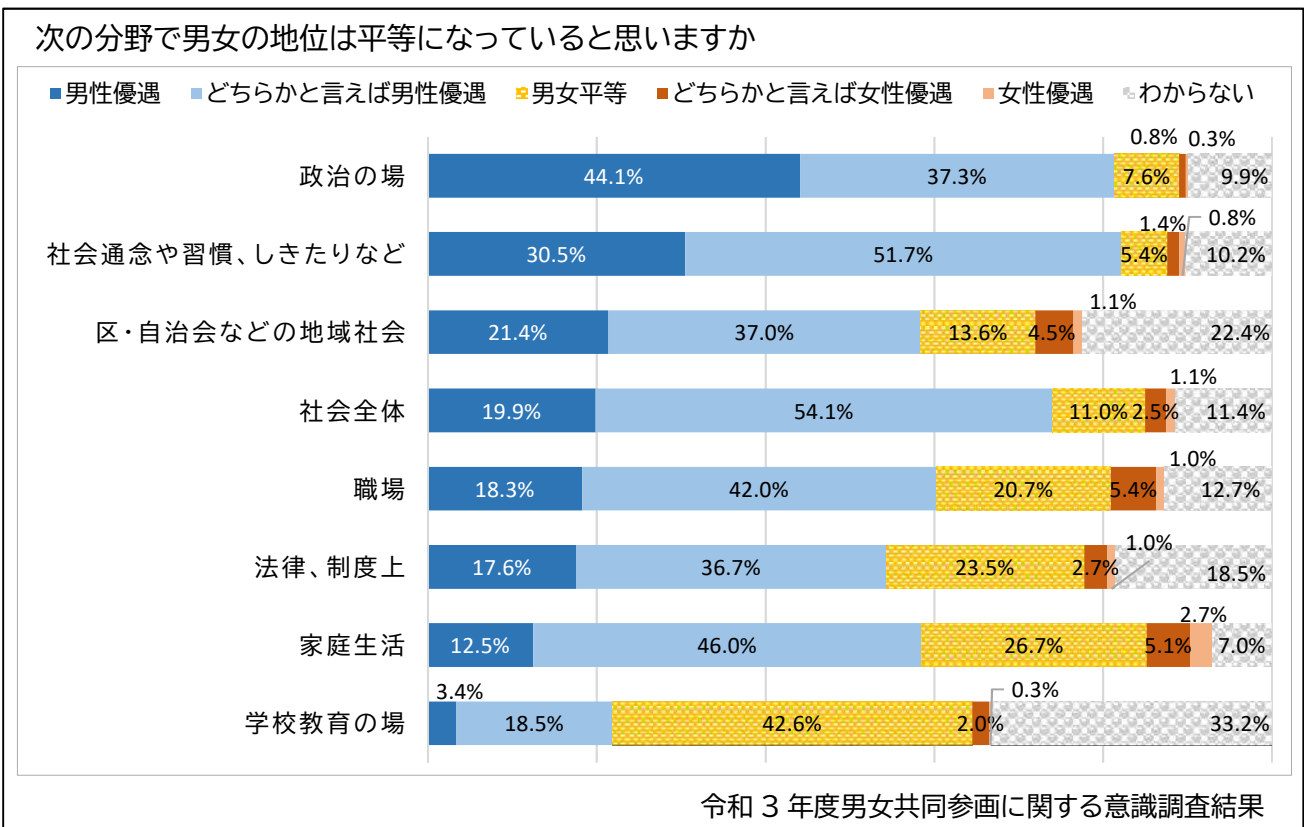
人々の意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた社会のあらゆる制度や慣行による固定的な性別役割分担意識※2や性差に関する偏見、また無意識の思い込みを解消するため、地域・家庭・職場・学校等のあらゆる分野における、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める意識づくりを進めます。

具体的目標(1) 男女共同参画の視点にたった意識づくり

【現状と課題】

男性であっても女性であっても、性別による差別や不利益を受けないよう人権の意識を高め、互いを尊重し協力しあう意識を育てるために、講演会、講座、啓発事業等を実施しています。

男女共同参画に関する意識調査では、徐々に固定的な性別役割分担意識が薄れている状況が見られますが、令和2年(2020年)当初から発生した新型コロナウイルス感染症は、外出自粛や休校等様々な影響を与え、家事・育児、子どもの家庭学習支援など、女性にかかる負担が顕著化しました。男女共同参画の実現に向けては、性別役割分担意識が次世代の未来に影響することを意識し、男女がお互いに支え合える仕組みづくりや意識改革に向けて取り組むことが必要です。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①広報・啓発の推進	市民及び事業者を対象に男女共同参画への関心・理解を高めるため、各種イベントや講座等により啓発を行います。	地域創生課 商工課 生涯学習課 図書館 企画課
	広報、ホームページ、ピーナチャンネル※3、ピーナネット Chino※4等を活用し、男女共同参画の理解に向けた身近な情報を発信します。	
	男女共同参画に関する資料、図書等を閲覧できるコーナーを設置し、情報を提供します。	
	性の多様性に関する国、県の制度などの情報共有を図ります。	
②意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や現状を調査し、情報の提供をします。	生涯学習課
③人権尊重意識の高揚	性の多様性など人権問題への正しい理解や人権尊重の意識を広く浸透させるため、研修会や講座を開催します。	生涯学習課 中央公民館
	人権尊重に関する施策についての資料を作成し、ホームページで公開するなど、茅野市の人権尊重に関する取組を周知します。	地域福祉課
	人権に関する各種相談窓口の充実を図ります。	市民課 地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 社会福祉協議会

※2 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3 ピーナチャンネル：茅野市の行政チャンネルとして、市からのお知らせや地域の話題などを紹介している茅野市コミュニティ放送のこと。LCVのデジタル11チャンネルを利用し、茅野市内のみ映像を見ることができる。

※4 ピーナネット Chino：市の話題や魅力を伝える、ネット動画を活用した広報サイトのこと。



具体的目標(2)学校等における教育・学習の充実

【現状と課題】

学校等における教育・学習活動は、男女共同参画社会を形成するために重要な役割を担っています。現在、小中学校の教育においては、社会科や心の教育の一環として、基本的人権の尊重、男女平等、男女雇用機会均等法※5等、家庭科では家庭における仕事の分担と役割や男女が共に自立し協力し合う意義等、教育活動の全領域を通して異性への正しい理解と人格の尊重等の学習を行っています。また、名簿を男女混合にすることや教室内の机を男女別にしない等、学習環境づくりの面でも配慮しています。

次代を担う子どもたちが男女共に個性と能力が発揮でき、主体的に進路が選択できる力をつける教育が必要です。

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の差別をしない教育・保育の推進	相手を大切にする心、一人ひとりの個性や能力を伸ばす保育、幼児教育を行います。	幼児教育課
	男女共同参画の意識を育む教育を行います。	学校教育課
②人権を尊重する教育・学習の推進	保育園においては、絵本の読み聞かせを通じ自分を大切にする感情や相手を思いやる心を育みます。	幼児教育課
	小学校の「なかよし旬間」、中学校の「人権教育集中旬間」などを通じて、お互いの人権を尊重しあう教育・学習（心の教育）を行います。	学校教育課
	悩みを抱える児童・生徒の相談体制の充実を図ります。	
	男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践するために、保育士・教職員・保護者への意識啓発に努めます。	幼児教育課 学校教育課 生涯学習課
③就業観・勤労観を育てる教育・学習の推進	職業の意義や仕事に対する認識を深める職場体験等のキャリア教育※6を行います。【女性活躍推進】	学校教育課
	子どもたちが、自らの生き方を主体的に選択でき、性別にとらわれずに進路・職業選択ができる進路指導を行います。【女性活躍推進】	
	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※7について理解の促進を図ります。【女性活躍推進】	

※5 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」の略。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。

※6 キャリア教育：子どもたち一人ひとりが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、発達段階に応じた生き方を促す教育のこと。

※7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

活力ある豊かな地域社会を目指し、まちづくりの政策・方針決定過程に女性が参画するには、男女が対等な社会の構成員として多用な能力を生かし、様々な視点から新たな発想や手段を取り入れ、お互いに協力していくために、男女共に意識を変えていくことが必要です。

また、国際社会との協調、多文化への相互理解と交流を進めます。

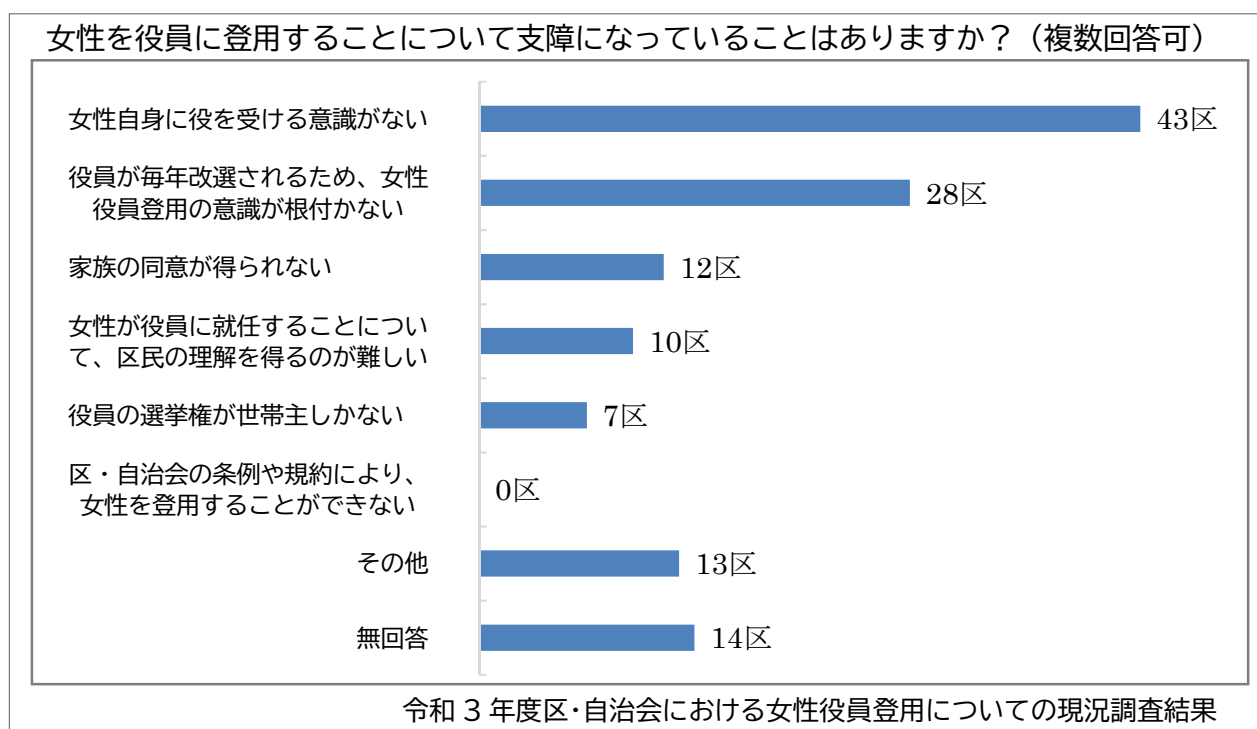
具体的目標(1)方針等の決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

住みよい豊かな地域コミュニティを作り、地域力を高めていくために、男女が社会の対等な構成員として、多様な能力を生かし様々な視点や新たな発想を取り入れることが必要です。

しかし、区・自治会などの地域の組織における活動等は、女性も大きな役割を担っていますが、方針決定に関わる役員の男女の比率には、まだ大きな差があります。現況調査結果から、女性の参画が少ない理由として、根強く残る慣習やしきたりなどのほか、様々な要因から女性自身が役員を受けることに積極的になれない状況が考えられます。災害時には、地域のコミュニティ内の体制や連携が大きな役割を果たすことから、多様な視点が入り入れられる仕組みづくりを考えることは重要です。

大規模災害時には避難所の生活環境の改善が課題とされ、男女のニーズの違い等への配慮が重要となっています。同様に災害への備えや災害からの復興の取組についても、男女双方の視点・意見を取り入れることが重要です。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①地区、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性の参画推進	区・自治会を対象に男女共同参画推進に係る実態調査を行い、結果を広報、ホームページ等で公開し、意識啓発します。 【女性活躍推進】	パートナーシップのまちづくり推進課
	分館職員研修会等の機会に、男女共同参画推進についての啓発をします。	中央公民館
②区・自治会における慣習や制度の見直し	性別による固定的役割分担意識を解消するための情報を提供します。	パートナーシップのまちづくり推進課
③まちづくりへの女性参画意識の啓発	まちづくりへの関心と参加意識を高め、能力を発揮できるよう学習・研修の機会を充実します。	秘書広聴課 生涯学習課
	まちづくり懇談会への女性の積極的な参加を呼びかけます。	
	女性活動団体の情報の共有と連携の強化を支援し、まちづくりへの参画を促します。	
④防災分野における男女共同参画の推進	防災会議へ女性委員を登用し、女性の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	防災課 消防課
	自主防災組織※8への女性参画を促進します。	
	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性消防団員の入団を促進します。	
	避難所運営マニュアルの作成にあたっては、あらゆる人々への配慮が反映されるよう支援します。	

※8 自主防災組織：災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、区・自治会単位で、地域住民が自発的に結成した防災活動を行う組織。

具体的目標(2)市における女性の参画の拡大

【現状と課題】

市の審議会や委員会の女性の登用については、これまで女性委員の登用率 35%を目標に取り組んできましたが、第3次計画期間内での達成はできませんでした。審議会等の委員には、女性が少ない分野からの選出や、専門的な分野もあるため、委員の選任については、あて職に限らず女性委員が選任されるような方法を検討する必要があります。

女性の登用にあたっては、女性の仕事と家庭生活との両立について、負担が大きいことが考えられるため、求められる業務を行うための環境については、現状の把握と課題の分析などを行うことが必要です。

また、市は、職員が性別による差別なく活躍できる職場環境づくりを推進します。

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
① 審議会、委員会等への女性の参画の推進	女性委員の積極的登用を推進します。【女性活躍推進】	生涯学習課
	定期的に審議会、委員会の女性登用状況を調査し、選任方法、選出規定等の見直しを働きかけます。【女性活躍推進】	
② 女性職員の管理・監督職への登用促進	研修会等により、女性職員の管理・監督職への昇任意欲の向上を図ります。【女性活躍推進】	総務課
	「茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」※9に基づき、仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境づくりをします。【女性活躍推進】	

※9 茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画。職場環境や働き方などの両立支援に関する取組に加え、女性職員の登用、育成等について盛り込まれている。

具体的目標(3)多文化共生社会※10の推進

【現状と課題】

国境を越えて「ひと・もの・かね・情報」の交流が進む中、ジェンダー平等に関する国際的な動向に関心を持ち、広い視野でジェンダー平等を推進することが大切です。

男女共同参画の視点にたった国際的な取組に関し、国際社会の一員として理解を深めるとともに、価値観の違いや文化の違い等から地域の中で孤立したり、日常生活の中で様々な不安を抱えたりすることがないように、外国籍市民も安心して日常生活を送ることができるよう生活応援が必要です。

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①国際理解の推進	男女共同参画に関する国際的な動向の把握に努めます。	生涯学習課
	姉妹都市であるロングモント市とのホームステイによる交流や、中学生の台湾高雄市の姉妹校との交流及び修学旅行や観光で茅野市を訪れる外国人との交流により、国際理解を深めます。	観光課 学校教育課 生涯学習課
	外国語指導助手の授業を通して英語教育や外国文化に触れ、国際的な理解を深める教育を行います。	学校教育課
②外国籍市民等の生活応援	日常生活の問題や悩みを解決するため、外国籍市民を対象に相談日を設けます。	地域創生課
	地域で安心して生活ができるよう、保健・福祉・子育て・環境・防災等の身近な情報を必要に応じて、多言語及び「やさしい日本語」※11によりホームページやガイドブックで提供します。	地域創生課
	外国籍市民を対象に日本語教室を開催します。	地域創生課
	小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、生活指導等の支援を行います。	学校教育課
	母国と異なる日本の文化や習慣などへの理解を深めるため、外国籍市民を対象に生活情報講座を開催します。	地域創生課

※10 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※11 「やさしい日本語」：外国籍市民にとって理解しやすい簡単な日本語を指す。

基本目標 3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

働くことを希望する人が、性別にとらわれず自らの意思で希望する職業に就くことが可能となるように、働き方や慣行を見直し、男性であっても女性であっても幅広い分野で活躍できる働きやすいジェンダー平等な環境整備を推進します。

また、安心して子どもを産み育てるために、女性も男性も仕事と育児・介護を両立できるよう、共に助けあい、お互いに協力して担う家庭環境づくりを進めます。

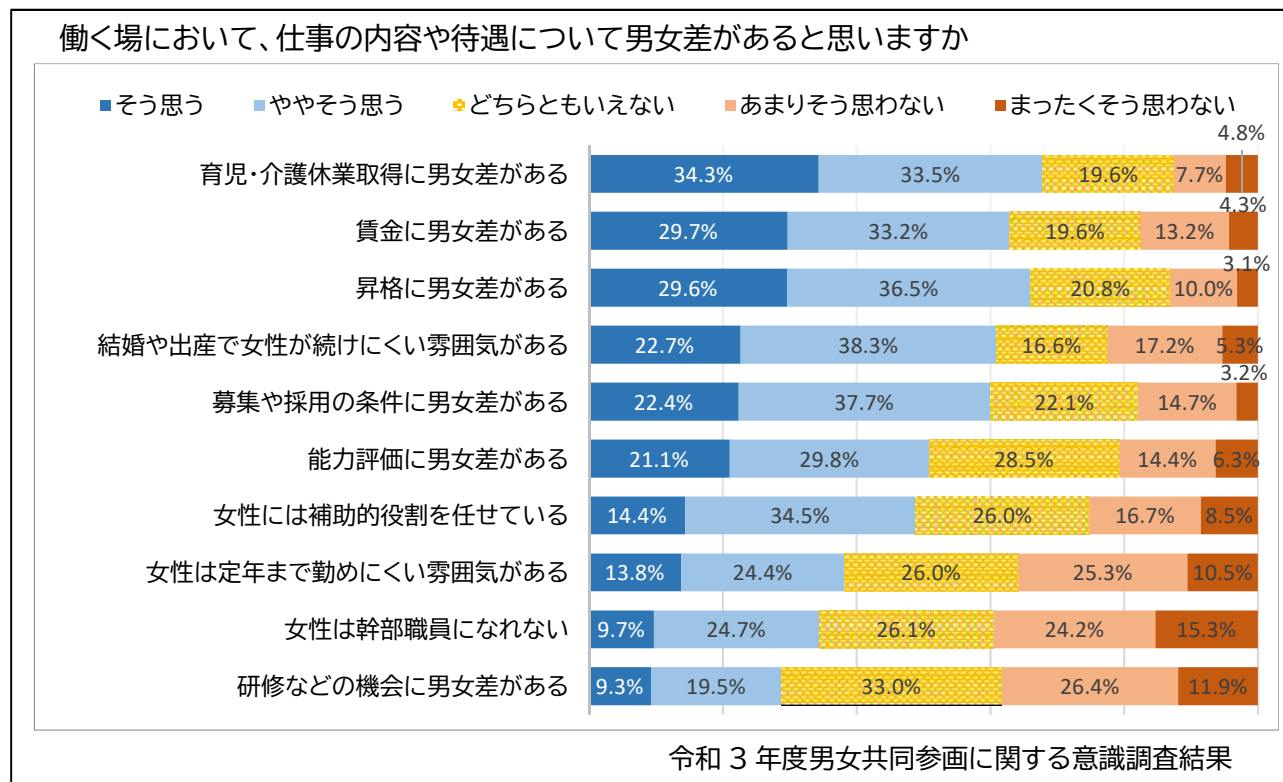
具体的目標(1)職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

意識調査において、「男性は外で仕事、女性は家事子育て介護に向いている」に、45%が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答したことから、性別による固定的役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりや、育児等を理由とする男性に対する不利益などのハラスメントを防止するための環境づくりが重要です。

茅野市では、その取組の一つとして、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を「茅野市はつらつ事業所」として認定し、男女共同参画についての普及を図っています。現在、91 事業所がはつらつ事業所として認定されています。

今後もより多くの事業所がはつらつ事業所として取り組めるよう働きかけを行うとともに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境整備づくりを進める必要があります。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女共同参画を推進するための雇用環境の整備	雇用や労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法、労働基準法※12、パートタイム・有期雇用労働法※13、労働者派遣法※14、育児・介護休業法※15等）の情報を提供し、制度の普及定着に努めます。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	女性の就業機会が確保されるよう事業者への雇用環境整備の啓発に努めます。【女性活躍推進】	
	セクシュアル・ハラスメント※16 及びパワーハラスメント※17 防止の啓発に努めます。	商工課
	メンタルヘルスケア※18に関する啓発に努めます。	
②女性の就職や再就職支援	就職に関する情報を提供し、女性の就職や再就職を支援します。【女性活躍推進】	商工課
	再就職を希望する女性を対象に、研修会や講座等を開催します。【女性活躍推進】	生涯学習課
③企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和が図られるよう職場環境の整備について啓発を行います。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	仕事と家庭を両立させることができる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を認定し、表彰をします。【女性活躍推進】	
④市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭の両立に関する情報を提供し、啓発を行います。【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	関係機関の労働相談窓口を紹介します。【女性活躍推進】	商工課
	仕事と家庭について、市民の意識と現状を調査し、結果を発信します。【女性活躍推進】	生涯学習課
⑤自営業（農業・商工業等）における女性の能力向上	女性の経営管理能力や技術の向上を目指したセミナー等の情報提供をします。【女性活躍推進】	商工課
	農業経営や意思決定の場への女性の参画を推進するため、家族経営協定※20の締結を促進します。【女性活躍推進】	農業委員会
	女性農業者を育成するため、農業技術や経営管理能力の向上を図る講座や講演会等を開催します。【女性活躍推進】	農林課
	女性農業者グループの活動を支援します。【女性活躍推進】	農林課

- ※12 **労働基準法**：労働者の賃金や労働時間、休暇等の主な労働条件について、最低限の基準を定めた法律。
- ※13 **パートタイム・有期雇用労働法**：パートタイム・有期雇用者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進などの措置等を講ずることによって、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて、パートタイム・有期雇用者労働者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。
- ※14 **労働者派遣法**：派遣労働者の権利の保障や、雇用の安定、福祉面の充実など、派遣労働者を保護するための法律。これまで何度も改正され、業務や期限などの制限や同一労働同一賃金など繰り返し改正されている。
- ※15 **育児・介護休業法**：
- ＜育児休業制度＞一歳に満たない子を養育する労働者は男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができる。子が1歳以降、保育園に入所できないなど一定の要件を満たす場合は、子が2歳に達するまでの間、育児休業を延長することができる。
特例「パパ・ママ育休プラス」両親がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまで育児休業期間を延長することができる。
 - ＜産後パパ育休制度＞産後パパ育休（出生時育児休業制度）は、男性の育児休業取得促進のため、男性の取得ニーズの高い子の出生直後の時期について、これまでの育児休業よりも柔軟で取得しやすい枠組みの休業として設けられた制度。子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得することができる。
 - ＜所定外労働の制限＞事業主は3歳に満たない子を養育する労働者がその子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。
その他、時間外労働を制限する制度、子の看護休暇等がある。
 - ＜介護休業制度＞労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業。対象家族1人につき通算93日まで休業できる。3回まで分割可能。
 - ＜介護休暇制度＞要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができる。
その他、時間外労働の制限、所定労働時間の短縮措置等がある。
- ※16 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。
- ※17 **パワーハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- ※18 **メンタルヘルスマネジメント**：精神的健康の管理。
- ※19 **家族経営協定**：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めること。

具体的目標(2)家庭における男女共同参画の推進

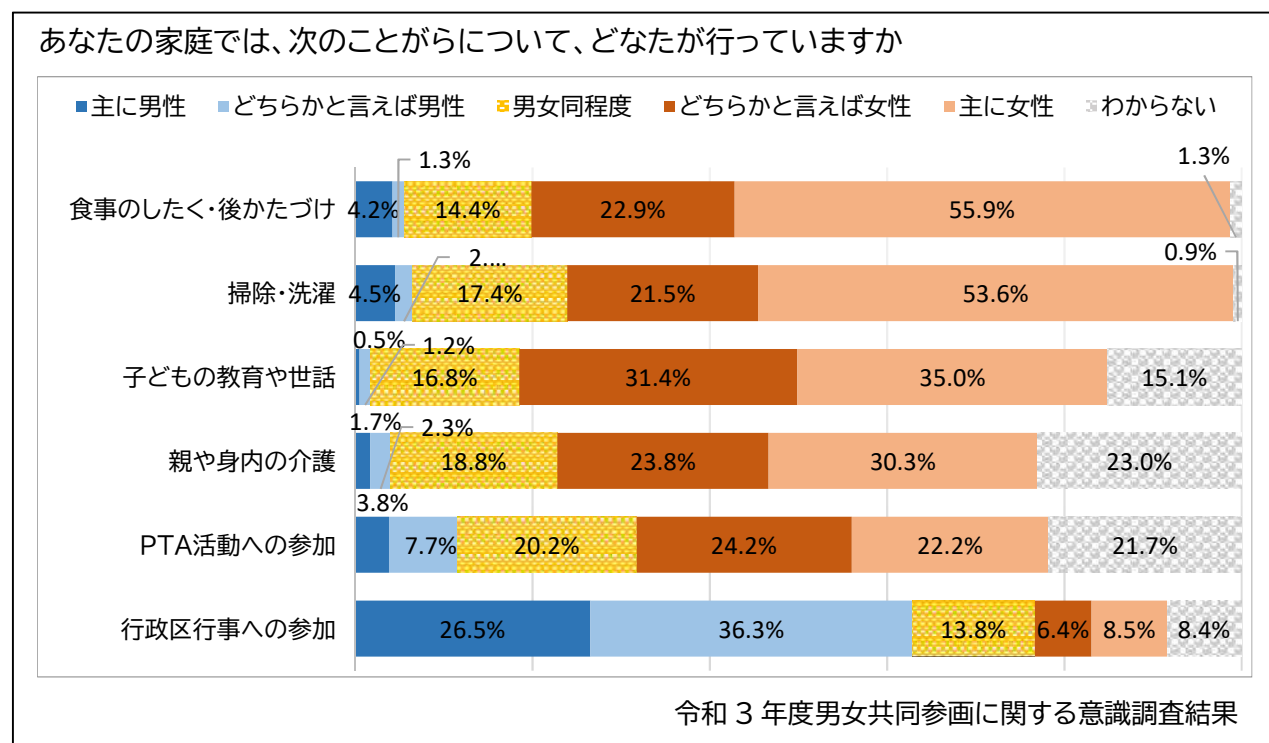
【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、まず家庭において意識を高めることが必要です。

意識調査では、家庭生活での役割分担については、行政区行事への参加を除く、全ての調査項目で女性の分担が多くなっていました。近年は、男性の家事育児が進んでいると言われていますが、「男性は外で仕事、女性は家事育児介護」を前提とした生活習慣や制度が残る傾向が見られます。

子どもたちは、家庭での日常生活の中で無意識の内にこうした役割分担意識を身につけてしまいます。男女が共に助け合う意識を子どもの頃から育むための家庭環境が必要です。

また、男女が共に安心して子育て、介護ができ、あらゆる活動に参画する機会が確保されるためには、行政の支援に加え、職場や地域が応援する体制が必要です。



【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①家庭における男女共同参画意識の向上	男女が共に助け合い、責任を担う家庭が増えるよう情報提供などにより意識の向上を図ります。【女性活躍推進】	生涯学習課
②子育て支援体制の充実	多様な保育ニーズに応えられる保育体制の整備に努めます。【女性活躍推進】	幼児教育課
	保育園では、育児支援のため、保育園を利用しているお父さん、お母さんによる一日保育士体験※20を実施します。【女性活躍推進】	幼児教育課
	放課後における児童の安全・安心な居場所づくりと健全な育成を支援するため、学童クラブの充実に努めます。【女性活躍推進】	こども課
	親子の遊び場、交流の場として、市内10か所「地区こども館」運営の充実に努めます。	こども課
	子育て中の親子の遊び場や仲間づくり、親育ちの拠点となるこども館0123広場の充実に努めます。	こども課 こども館0123広場
	育児不安解消や育児力向上のために子育て相談窓口の充実に努めます。	こども課 こども館0123広場 幼児教育課
	育児不安解消や育児力向上、親の仲間づくりのために子育て講座を開催します。	こども課 こども館0123広場
③男性の子育て・介護への参加推進	パパママ講座※21により、父親の子育てへの参加を促進します。【女性活躍推進】	健康づくり推進課
④介護支援の充実	男性のための家事、育児、介護等に関する知識や体験を得る実践的な講座等を開催します。【女性活躍推進】	高齢者・保険課 健康づくり推進課 こども館0123広場 生涯学習課
	65歳到達者への介護保険制度の説明会を開催し、高齢者の健康づくりと制度利用の周知を図ります。 各保健福祉サービスセンターの保健福祉に関する総合相談機能の充実に努め、家庭における介護者の孤立や不安を解消するための支援をします。【女性活躍推進】	高齢者・保険課 各保健福祉サービスセンター
⑤障害児・障害者の支援の充実	「障害者保健福祉計画」※22を推進し、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる支援とともに社会参画のための支援をします。	地域福祉課 各保健福祉サービスセンター 発達支援センター
	相談体制の充実に努め、関係機関等との連携により、障害児・障害者の家庭に対する適切な支援をします。【女性活躍推進】	
⑥子育て・介護を地域で支える環境づくり	地域において「見守り・支え合いのしくみづくり」を進めるために、保健福祉サービスセンター、地区コミュニティセンター及び社会福祉協議会が連携し、地域福祉の推進を支援します。【女性活躍推進】	地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 社会福祉協議会

- ※20 **一日保育士体験**：保護者が一日保育士体験を行い、我が子の集団の中での生活や遊び、学びを確認することにより、子どもの育ちを理解することや、さらに家庭と保育園との理解が深まることにより、子どものより豊かな環境を築きあげる目的で実施している。
- ※21 **パパママ講座**：心身ともに健やかに妊娠時期を過ごし、出産を迎え、子育てに向かうことができるよう育児支援をし、親になること、家族の在り方等について自ら考える講座。また仲間づくりの場でもある。
- ※22 **茅野市障害者保健福祉計画**：障害のある方もない方も、誰もが社会を構成する一員として役割を持ち地域で暮らすため、障害のある方が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりを目指した計画。



基本目標 4 男女の性の尊重と健康支援

男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、男女間における暴力や児童虐待などあらゆる暴力の根絶に向けた対策や、男女の性に対する教育の推進を行い、社会基盤の醸成のための啓発活動に取り組みます。

具体的目標(1)男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、けがなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、心的外傷後ストレス障害に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を決して許さないという意識の醸成を図ることが重要です。

また、近年インターネットの普及やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりにより、他人への誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動など暴力や性犯罪が多様化しています。こうした課題に対しては、迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

様々な関係機関と連携し、暴力を根絶するための注意喚起や意識啓発を行うとともに、被害者が安心して相談できる体制を整えるなど、できる支援について考えることが必要です。

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①あらゆる暴力 ※23防止のための 広報・啓発	暴力の根絶に向け、暴力に関する法制度等の情報提供や、被害者の相談窓口の紹介などを行います。	こども課 生涯学習課
	「デートDV」※24 について正しい理解を深めるための啓発を行います。	生涯学習課
	スマートフォンやインターネット、SNS※25 等を正しく、安全に活用できるよう、学校における「デジタル・シティズンシップ」※26 (リテラシー・モラル含む) の育成や家庭での情報モラルアップに取り組みます。	DX推進課 こども課 学校教育課
②相談体制等の 充実	あらゆる暴力に対する相談に適切に対応できるよう、相談体制を充実します。	こども課
	「育ちあいちの」に様々な専門の相談員を配置し、児童虐待に関する相談を児童相談所と連携し実施します。	こども課
	児童虐待防止のための取組を推進するとともに、早期発見、早期支援をするために関係機関との連携体制を充実します。	こども課 幼児教育課 学校教育課

※23 あらゆる暴力：身体的暴力、精神的暴力（大声で怒鳴る、脅かす、無視をする等）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等。

※24 デートDV：交際相手からの暴力、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

※25 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニケーション型のサービス。

※26 デジタル・シティズンシップ：デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。デジタル技術を用いて社会に参加するための安全、責任、相互尊重の精神と行動倫理を経験と対話を通じて身に付ける。

具体的目標(2)男女の性に対する教育の推進と健康支援

【現状と課題】

生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する教育を推進し、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育を推進するとともに、性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談員の専門性の向上や相談しやすい体制の整備が必要です。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性とは異なる、生涯を通じた健康支援が必要になることから、男女がお互いの性について正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを育てることが大切です。

また、超高齢社会※27においては、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、誰もが地域の一員として社会に参加できる環境が必要です。誰もが生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

【課題に対する具体的な取組】

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の性に対する教育と相談体制の充実	性を尊重する意識を育て、性に関する正しい知識を身につけるための家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図ります。	こども課 学校教育課 生涯学習課
	性についての相談体制の充実を図ります。	こども課 学校教育課
②生涯を通じた男女の健康づくりの支援	男女が生涯に渡り心身ともに健康に過ごせるよう、「茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」※28を推進します。	健康づくり推進課
③母性保護・母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産を迎えられるように、相談、保健指導を充実します。	健康づくり推進課 各保健福祉サービスセンター こども課
	母子の健康の保持・増進のため、健康診査、相談・保健指導を行います。	
④高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援	茅野市高齢者保健福祉計画※29を推進し、高齢者の地域での自立した生活、介護予防、生きがいづくり、社会参加への支援をします。	高齢者・保険課

※27 超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

※28 「茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」：長寿のみでなく、健康寿命を延伸できるよう、市民一人ひとりが「からだもこころも元気で豊かに過ごせること」を目的にした計画。

※29 茅野市高齢者保健福祉計画：「高齢者の自己実現や、豊かな地域生活を地域全体で支え合っていこう」という思いから、高齢者の保健福祉を推進する施策として策定された計画。

第5章 計画における成果指標

No.	取組区分	項目	現状値 (年度)	目標値 (令和10年度)
1	市、住民、事業者などあらゆる関係団体の取組による達成目標	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	77.9% (R3)	100%
2		社会全体が男女平等と感じる人の割合	11.0% (R3)	50%
3		性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合	19.5% (R3)	10% 未満
4		「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	60.7% (R3)	90% 以上
5	関連する団体の進捗状況を確認するための目標	防災組織に女性が参画している区・自治会数	42区 (R3)	80区
6		女性消防団員数 ※消防団音楽隊員含む	12人 (R4)	18人
7	市の取組で目指す目標	防災会議の委員に占める女性の割合	6.9%	15%
8		まちづくり懇談会への女性参加者数	27人 (R4)	40人
9		審議会・委員会等の女性委員登用率	27% (R4)	35%
10		市の女性管理職の登用率	20% (R3)	22%
11		茅野市はつらつ事業所認定数	90事業所 (R4)	100事業所

第6章 計画の推進

1 市民、事業者、区・自治会等及び行政の協働

市民、事業者、区・自治会、その他関係機関及び行政が協力しあい、それぞれの合意の基に社会のあらゆる分野での役割を分担し、責任を持って男女共同参画社会の実現に努めます。

2 推進体制の充実

この計画を効果的に推進するため、市民、事業者、区・自治会、その他関係機関で構成する「茅野市男女共同参画推進会議」を設置します。

3 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、「茅野市男女共同参画推進会議」において、目標値の達成状況を確認します。また、市の施策については、成果指標を設定し状況を確認します。

これらの進捗状況により、「茅野市男女共同参画推進会議」で重点的に取り組むべき施策を挙げ推進します。

4 男女共同参画に関する調査、及び結果の公表

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する実態と市民の意識を調査します。

この調査は、毎年実施する区・自治会へのアンケート調査と5年に一度実施する男女共同参画に関する意識調査の他、必要に応じて目標の達成状況を確認する調査を実施します。

調査結果は、広報、ホームページ等に掲載し、男女共同参画推進のための啓発活動として役立てます。

関係資料

目次

男女共同参画の背景	2 5
茅野市男女共同参画基本条例	3 1
第4次茅野市男女共同参画計画策定の経過	3 3
茅野市男女共同参画推進会議 委員名簿	3 4
男女共同参画に関する意識調査結果について(抜粋)	3 5



男女共同参画の背景

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1945年 (昭和20年)	◦国際連合設立	◦衆議院議員選挙改正交付 (初めて婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	◦国連婦人の地位向上委員会を設立	◦日本国憲法交付 ◦第22回総選挙で初の婦人参政権行使(女性議員39人当選)		
1947年 (昭和22年)		◦改正民法公布(家父長の廃止)		
1975年 (昭和50年)	◦国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ◦国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ◦「世界行動計画」採択	◦「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置		◦国際婦人年を期して7団体で婦人団体連絡協議会を結成(現在女性団体連絡協議会)
1976年 (昭和51年)	◦「国際婦人の十年」始まる(1985年まで) ◦ILO(国際労働期間)事務局に婦人労働問題担当室設置			
1977年 (昭和52年)		◦「国内行動計画」策定(計画期間:昭和52~61年度) 女性の地位向上のための目標が明らかにされる	◦社会部労政課に「福祉婦人係」設置 ◦長野県婦人問題協議会設置(関係部長、教育長)	
1978年 (昭和53年)			◦長野県婦人問題県民会議設立	
1979年 (昭和54年)	◦第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(差別撤廃条約)採択			
1980年 (昭和55年)	◦「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	◦「女子差別撤廃条約」署名配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立(昭和56年施行)	◦第1次「長野県婦人行動計画」策定(計画期間:昭和55~60年度) ○婦人の地位向上 ○婦人の福祉向上 ◦労政課に「婦人係」設置	◦教育委員会社会教育課内に女性総合窓口を設置し、女性問題解決に向けての事業を行う
1981年 (昭和56年)	◦ILO156号条約(家族的責任条約)採択	◦「国内行動計画後期重点目標」策定	◦社会部青少年家庭課に「婦人室」設置	◦市行政と婦人団体連絡協議会(現女性団体連絡協議会)との懇談会が始まる
1983年 (昭和58年)				◦婦人団体連絡協議会(現女性団体連絡協議会)からの要望で市行政の各審議会への女性の登用決まる
1984年 (昭和59年)	◦ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	◦アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催、父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和60年施行)	◦長野県婦人総合センター設置(全国5番目)女性の地位の向上と福祉の推進を図るため、学習や行動の拠点とする	
1985年 (昭和60年)	◦「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◦「国籍法」改正(父系主義から父母両系主義に) ◦「男女雇用機会均等法」公布 ◦「女子差別撤廃条約」批准 ◦家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進める		
1986年 (昭和61年)		◦婦人問題企画推進本部の拡充 ◦婦人問題企画推進有職者会議(婦人問題企画推進会議の後身)開催	◦第2次「新長野県婦人行動計画」策定(計画期間:昭和61~平成2年度) ○社会参加の促進 ○男女平等教育の推進 ○労働環境の条件整備 ○生活安定と健康の増進	
1987年 (昭和62年)		◦「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(計画期間:昭和62~平成12年度)		
1989年 (平成元年)		◦学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	◦国連経済社会理事会 ◦「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	◦「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 「男女共同参画」という言葉が使われた。 「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次「さわやか信州女性プラン（長野県婦人行動計画）」策定（平成3～7年度） ○男女平等に立った教育の推進 ○男女平等を基本とした家庭の創造 ○あらゆる分野への社会参加の促進と国際交流の推進 ○多様な生き方を可能にする条件整備 ○健康の増進と福祉の充実 	
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> 環境と開発に関する国連会議（地球サミット/リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人室を女性室に名称変更 長野県婦人総合センターを長野県女性総合センターに名称変更 婦人問題協議会を女性行政推進協議会に名称変更 婦人問題県民会議を女性問題県民会議に改称 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議日本国内委員会設置「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 「パートタイム労働法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> 女性問題に関する意識調査
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）で「ジャカルタ宣言及び行動」 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に男女共同参画室を設置、内閣総理大臣の諮問機関として、男女共同参画審議会を設置し、推進体制が整備される 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議（北京）：平等・開発・平和のための行動「北京宣言及び行動要綱」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）ILO156号条例（家族的責任条約）批准 		<ul style="list-style-type: none"> 「茅野市女性行動計画」を策定する 5つの柱 ○男女平等の意識を深める教育の実践 ○ひとりひとりを尊重し、お互いに支え合う家庭の実現 ○女性の社会参画の促進 ○多様な生き方を可能にする条件整備 ○健康の増進と福祉の充実 ○「子育て、家庭教育、男女共同参画社会づくり」の拠点施設として家庭教育センターを設置
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定（計画期間：平成8年12月～平成12年度） 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次「信州女性プラン21」（長野県女性行動計画）策定（平成8～12年度） ○男女平等を進めるための意識づくり ○男女が共に参画できる環境づくり ○健やかで安心できる自立した生活づくり 「女性プラン推進委員会」設置 「地域女性コミュニケーター」設置 行政と県民とのパイプ役 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催（参議院50周年記念） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会部に女性課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育センターに女性の係長を館長として配置し、「茅野市女性行動計画」に基づく事業として「子育て、家庭教育、男女共同参画社会づくり」の意識啓発、高揚、学習機会の場の提供を行う 相談員2名を配置して相談窓口を開設し、家庭教育相談、教育相談、男女共同参画社会づくりに関する相談業務を行う
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法」一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件仕づくり」を答申 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県女性行政推進協議会の構成員の拡充（警察本部長、副出納長、企業局長を追加） 	

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> エスカップハイレベル政府間会議（バンコク） 	<ul style="list-style-type: none"> 改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料、農業、農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定） 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 企画部パートナーシップのまちづくり推進室に「男女共同参画社会の実現に係る企画調整」事務分掌に位置づけ、教育委員会との連携による取組の体制を整備する
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「成果文書」「政治宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同参画週間について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県女性総合センターの愛称を“あいとびあ”に決定（一般公募による） 男女共同参画推進委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「茅野市男女共同参画推進会議」を設置し、男女共同参画社会づくりへの議論が始まる。課題の整理 条例制定の必要性の有無 条例制定の意義 条例制定の具体的な条文の素案づくり
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用、登用等の促進について」 「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 第1回男女共同参画週間、閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県男女共同参画計画 パートナーシップながの21（平成13～17年度）策定 社会部女性課を男女共同参画課に名称変更 長野県女性総合センターを長野県男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> 「茅野市男女共同参画基本条例」の制定、施行 盛り込んだ内容 【5つの基本理念】 ○男女の人権の尊重 ○社会における制度または慣行についての配慮 ○施策等の立案および決定への共同参画 ○家庭生活における活動とほかの活動の両立 ○国際的協調 市、市民、事業者の責務 市民、事業者との市の協働により取組む
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理システム」 	<ul style="list-style-type: none"> 「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 男女共同参画課を社会部から企画局へ移管 	<ul style="list-style-type: none"> 「茅野市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、「茅野市男女共同参画計画」の策定がはじまる
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連女子差別撤廃委員会第29回女子差別撤廃委員会において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実地状況報告を審議 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップながの21を男女共同参画社会づくり条例と整合を取るために一部改正 男女共同参画審議会、男女共同参画推進指導委員設置 	<ul style="list-style-type: none"> 茅野市男女共同参画計画「はつらつプラン21」を策定 茅野市男女共同参画基本条例に基づき、「茅野市第3次総合計画・後期基本計画」ともに整合性を図り策定する。 4項目の基本目標 ○基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進 ○基本目標2 職場、家庭においての男女が共に活躍できる社会の実現 ○基本目標3 男女の人権を尊重する意識づくり ○基本目標4 男女の性の尊重と健康支援 4つの重点課題「小地域」「雇用」「家庭」「教育」の中で「小地域における男女共同参画の推進」を再重点課題として取り組む。
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画局に「ユマニテ・人権尊重課」を設置（5月） 長野県男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室設置（ちの地区コミュニティセンター）
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」世界閣僚級会合を開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入するためのセンター条例改正 	

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ユマニテ・人権尊重チームに名称変更(4月) 人権・男女共同参画課に名称変更(11月) 	長野県男女共同参画フェスティバル in 茅野 開催
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)及び「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「長野県男女共同参画社会づくり条例」改正 男女共同参画課を企画局に移管 「第2次男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 新茅野市男女共同参画推進会議を設置し、新計画策定開始 課題整理のために女性2000名を対象とした「女性の仕事、家庭に対する考え方や現状」のアンケート調査実施 第1回茅野市男女共同参画推進大会 テーマ「男女共同参画とは？」
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 小地域の現状把握、啓発のために区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 「第2次茅野市男女共同参画計画」決定(計画期間平成21年度から平成25年度) 第2回茅野市男女共同参加推進大会開催 テーマ「わかりやすい男女共同参画社会」
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「子ども・若者育成支援推進法」制定 「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」を実施 第3回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「バングラデシュにおける男女共同参画の推進」
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会、通称「北京プラス15」記念会合を開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」(計画期間平成23年度から5か年)閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」を実施 第4回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「家族で楽しく子育て」
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と女性のエンパワーのための国連機関(略称:UNWomen)発足 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災(3月11日) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次長野県男女共同参画計画(平成23年度から5か年)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第5回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「渡る世間は女(ひと)と男(ひと)」
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法公布 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第6回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「地域を守ろう女(ひと)と男(ひと)」 「第3次茅野市男女共同参画計画」策定開始
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 「女性の仕事、家庭に対する考え方や現状」のアンケート調査実施 第7回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「認め合い、支え合う女(ひと)と男(ひと)」茅野市映画館の日と共催

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「長野県農村女性チャレンジプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第8回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「認め合い、支え合う女(ひと)と男(ひと)」 第3次茅野市男女共同参画計画(平成26年度～平成35年度)決定
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う) 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! 2015)開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第9回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「地域を守ろう女(ひと)と男(ひと)」
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> 第60回国連婦人の地位委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 「国際女性会議WAW!」(WAW! 2016)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次長野県男女共同参画計画策定(平成28年度～平成32年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第10回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「笑いひろがる女(ひと)と男(ひと)」
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 第3次茅野市男女共同参画計画(はつらつプラン21)中間年の見直し実施 第3次茅野市男女共同参画計画改訂版(計画期間2018年度～2022年度) 「女性と仕事と家庭についての調査」アンケート調査実施 対象者20代～50代の女性2,000名 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第11回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「輝け男女(ワタシ)」
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」開設 SDGs未来都市に選定 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第12回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「男女(わたし)たち!! 勇気100%」
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等に関するパリ宣言」 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第13回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「輝け!! 男女(わたし)たち 令和から未来へ」

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
2020年 (令和2年)	◦ APEC女性と経済フォーラム開催	◦ 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正 ◦ 配偶者暴力（DV）防止法の改正 ◦ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定 ◦ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ◦ 「第5次男女共同参画基本計画」策定	◦ 長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」の策定 ◦ 「性の多様性を尊重するためのガイドライン」の制定 ◦ 「長野県DX戦略」の策定	◦ 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ◦ 「男女共同参画をテーマとした川柳の募集」事業の実施
2021年 (令和3年)			◦ 「第5次長野県男女共同参画計画」策定	◦ 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ◦ 「男女共同参画をテーマとした川柳の募集」事業の実施 ◦ 「茅野市男女共同参画ロゴマーク」決定
2022年 (令和4年)		◦ 「女性版骨太の方針2022」策定 ◦ 「AV出演被害防止・救済法」施行		◦ 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ◦ 「男女共同参画をテーマとした川柳の募集」事業の実施 ◦ 「茅野市男女共同参画ロゴマーク」愛称決定
2023年 (令和5年)				◦ 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ◦ 「男女共同参画をテーマとした川柳の募集」事業の実施 ◦ 第4次茅野市男女共同参画計画策定

茅野市男女共同参画基本条例

平成13年3月30日

条例第7号

私たちのまち茅野市は、縄文文化以来の永い歴史の中で、男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮し、男女平等の理念に基づき、いきいきと生きる社会を目指した取り組みを進めてきました。

しかしながら、茅野市においても、他の多くの自治体と同様に、いまだに性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残り、男女共同参画の実現が十分とはいえない現状にあります。

このような状況の中で、少子・高齢化、高度情報化、国際化などの進展は、社会環境に急速な変化や個人の価値観の多様化をもたらし、今日の社会では、男女が性別にかかわらず、その特性を認めあいながら、個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が一層求められています。

このような認識に立ち、茅野市は公民の協働により、男女が共に人間性豊かで、明るく活力をもって生活する地域社会の創造に向け、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向け、基本理念を定め、市や市民・事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することによって、男女平等社会の実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会における男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、そのような機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 協働 市民・事業者と行政が協力しあい、それぞれの合意の基にあらゆる分野での役割を分担し、責任をもってその役割を果たしていくことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければなりません。

- (1) 男女が性別により差別的な取扱いを受けるとなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

- (2) 男女の社会における活動の選択に対し、性別による固定的な役割分担等などの社会における制度や慣行が、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策や民間の団体における方針の立案や決定に共に参画する機会、またその実施に際して共に参加する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護その家庭生活における活動において家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの活動以外の活動を行うことができることにも配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにも配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同様とします。）を総合的に策定し、実施する責務を負います。

2 市は、前項の施策について、市民・事業者と協働して取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に貢献するよう自ら努めるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協働して取り組まなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、それぞれの事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に貢献するよう自ら努めるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協働して取り組まなければなりません。

(男女共同参画計画)

第7条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本となる事項やそれらの施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ長期的な大綱
- (2) 男女共同参画社会の形成に当たっての実現すべき姿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(推進体制の整備)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

第4次茅野市男女共同参画計画策定の経過

月 日	会議等内容
令和3年5月25日	第1回 家庭・教育専門部会 ・家庭教育専門部会の活動について
令和3年6月8日	第1回 雇用専門部会 ・雇用専門部会の活動について ・茅野市はつらつ事業所認定事業について
令和3年6月15日	第1回 区・自治会専門部会 ・「区・自治会の女性役員登用についての現状調査」について
令和3年7月29日	第1回 男女共同参画推進会議 ・第3次茅野市男女共同参画計画の進捗管理 ・第4次男女共同参画計画策定に伴う男女共同参画意識調査の実施について
令和3年12月2日	第2回 雇用専門部会 ・雇用専門部会の活動について ・茅野市はつらつ事業所認定事業について
令和3年12月9日	第2回 家庭・教育専門部会 ・家庭教育専門部会の活動について
令和4年2月10日 ～2月28日	茅野市男女共同参画に関する意識調査
令和4年5月12日	第1回 男女共同参画推進会議 ・第3次茅野市男女共同参画計画の進捗管理 ・第4次茅野市男女共同参画計画策定について
令和4年6月14日	第1回 雇用専門部会 ・雇用専門部会の活動について
令和4年6月27日	第1回 家庭・教育専門部会 ・家庭教育専門部会の活動について
令和4年10月14日	第2回 男女共同参画推進会議 ・第3次茅野市男女共同参画計画について ・第4次男女共同参画計画策定について
令和5年1月12日	第2回 家庭・教育専門部会 ・家庭教育専門部会の活動について
令和5年1月12日	第2回 雇用専門部会 ・雇用専門部会の活動について
令和5年4月20日	第1回男女共同参画推進会議 ・茅野市男女共同参画に関する意識調査の結果報告について ・第4次茅野市男女共同参画計画の策定について
令和5年6月26日	区・自治会専門部会 ・区・自治会専門部会の活動について ・第4次男女共同参画計画(案)について
令和5年6月27日	雇用専門部会 ・雇用専門部会の活動について ・第4次男女共同参画計画(案)について
令和5年6月29日	家庭・教育専門部会 ・家庭・教育専門部会の活動について ・第4次男女共同参画計画(案)について
令和5年9月7日	第2回男女共同参画推進会議 ・第4次茅野市男女共同参画計画(案)について
令和5年11月20日	地域経営会議 ・第4次茅野市男女共同参画計画(案)について
令和5年12月6日	市議会全員協議会 ・第4次茅野市男女共同参画計画(案)について
令和5年12月7日～ 令和6年 1月5日	パブリックコメント意見収集
令和6年3月	第4次茅野市男女共同参画計画決定

茅野市男女共同参画推進会議 委員名簿

◎…委員長・部会長 ○…副委員長・副部会長
(敬称略)

No.	氏名	推進会議組織及び 専門部会	選出区分
1	高村 志保	◎委員長 ◎家庭・教育専門部会	2号
2	柳澤 美恵	○副委員長 ◎雇用専門部会	2号
3	山岡 百合子	○副委員長 ◎区・自治会専門部会	3号
4	戸田 茂生	○区・自治会専門部会	1号
5	赤堀 秋雄	区・自治会専門部会	1号
6	小池 賢保	区・自治会専門部会	1号
7	丸山 智	雇用専門部会	2号
8	金子 悦子	○雇用専門部会	2号
9	仲山 美代子	雇用専門部会	2号
10	北原 美智子	家庭・教育専門部会	2号
11	小林 佐由美	○家庭・教育専門部会	2号
12	山崎 孝美	雇用専門部会	2号
13	荒木 輝一	区・自治会専門部会	3号
14	土橋 知子	家庭・教育専門部会	4号
15	日高 慶子	家庭・教育専門部会	4号

※委員の選出区分
(設置要綱第3条)

1号委員 地域のコミュニティの関係者
2号委員 商業及び工業分野等の企業関係者
3号委員 子ども・家庭応援等の地域福祉分野の関係者
4号委員 その他市長が必要と認める者

茅野市男女共同参画に関する意識調査結果について(抜粋)

調査の概要

【調査の目的】

この調査は、茅野市男女共同参画基本条例」に基づき「第4次茅野市男女共同参画計画」を策定するにあたり、男女共同参画社会に関する意識や現状を把握することを目的としています。

【調査期間】令和4年2月10日(木)～2月28日(月)

【調査対象】18歳以上の茅野市民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出

【主な調査内容】

- ・男女共同参画に関する用語及び市事業の認知度
- ・男女共同参画に関する意識について
- ・家庭生活について
- ・男女の働き方や女性の社会進出について
- ・人権について
- ・男女共同参画を推進するための取組について

【調査方法】郵送もしくはインターネットによる回収

【回答数】644人(内訳男性288人 女性351人 その他・無回答5人)

【回収率】32.2%

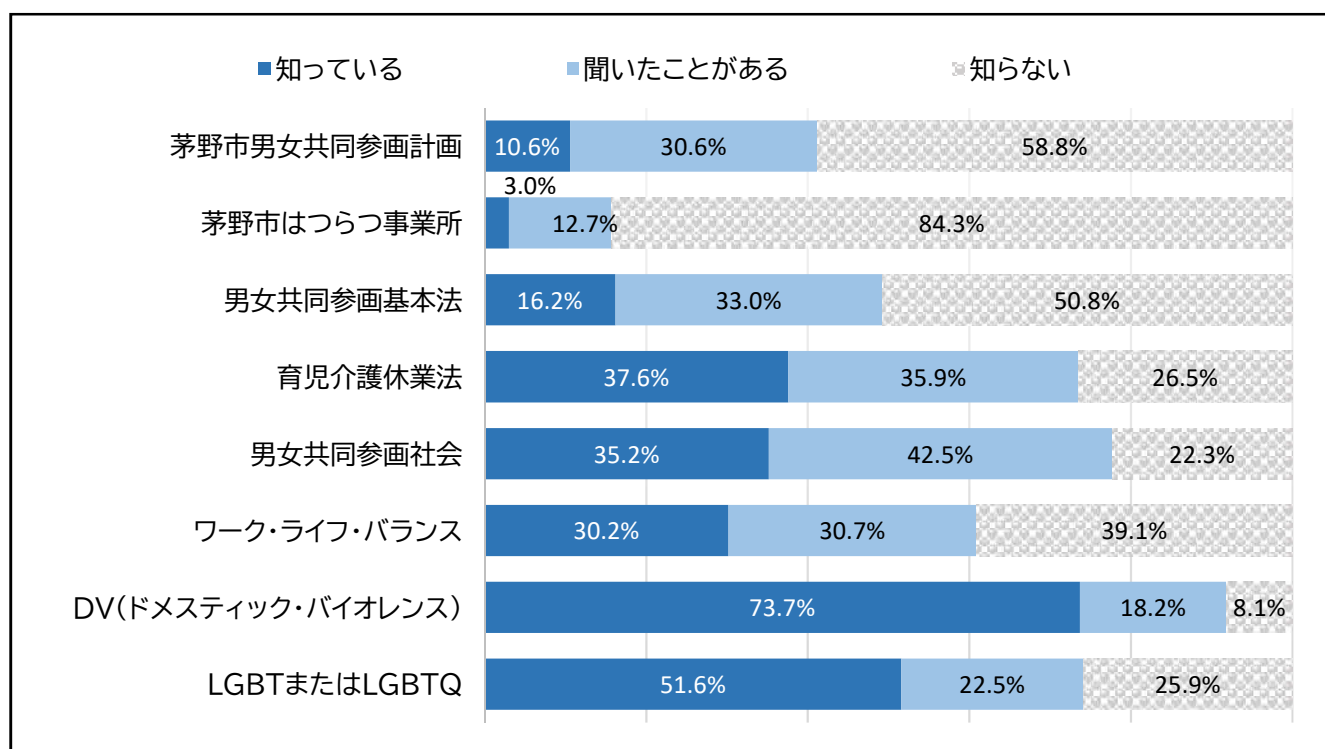
【集計について】

(1) 回答率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しているため、合計が100にならない場合があります。

(2) 複数回答を求める設問では、割合を出す際は回答者数を分母とするため、百分率の合計が100%を超えることがあります。

【問1】 男女共同参画に関する用語及び市事業の認知度について

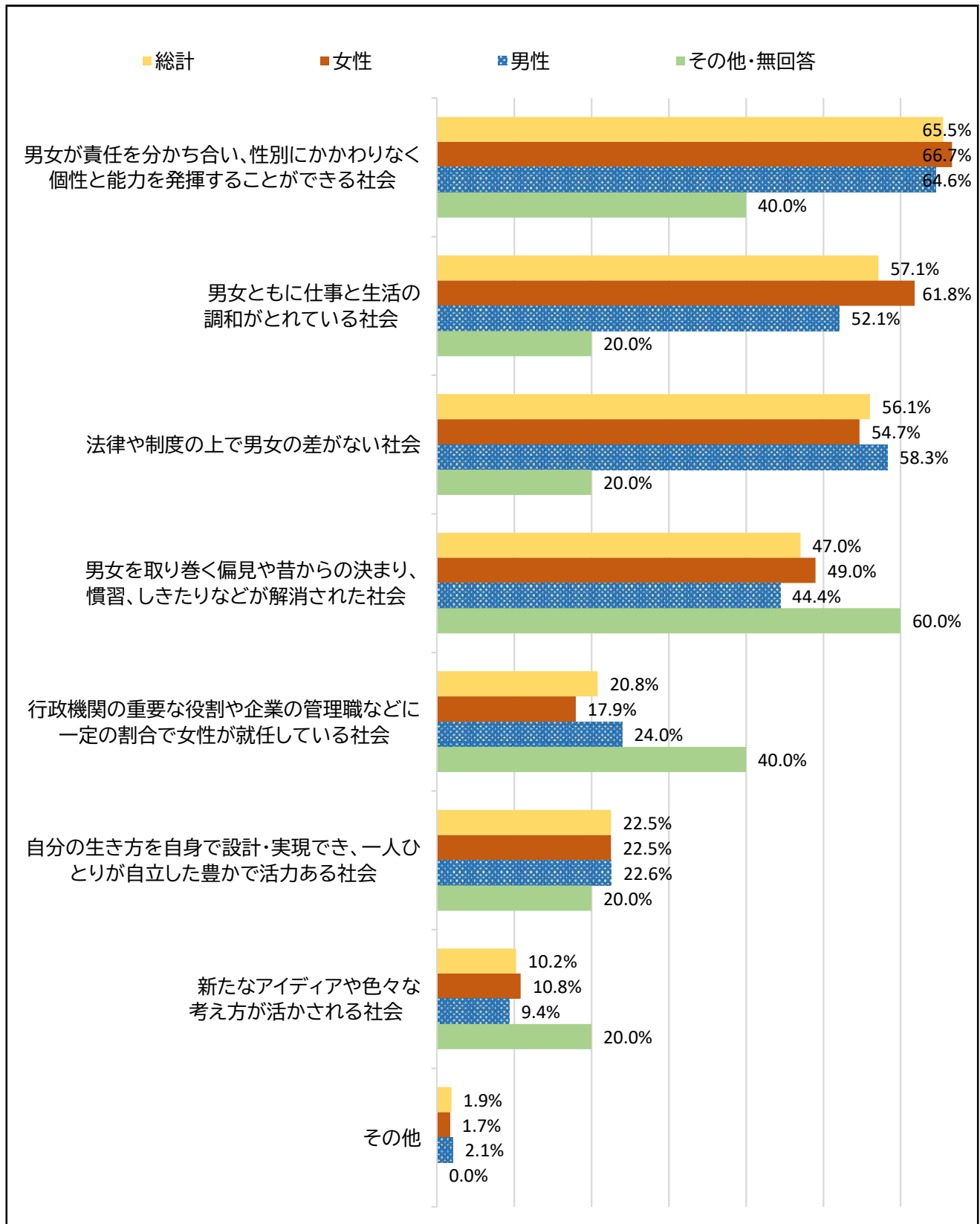
調査した項目の内、男女共同参画社会やDV(ドメスティック・バイオレンス)について、「知っている」「聞いたことがある」と回答する割合は高く、反対に「茅野市男女共同参画計画」や「茅野市はつらつ事業所」など茅野市で実施している事業について「知らない」と回答する割合が高くなっている。



【問2】「男女共同参画社会」はどのような社会ですか

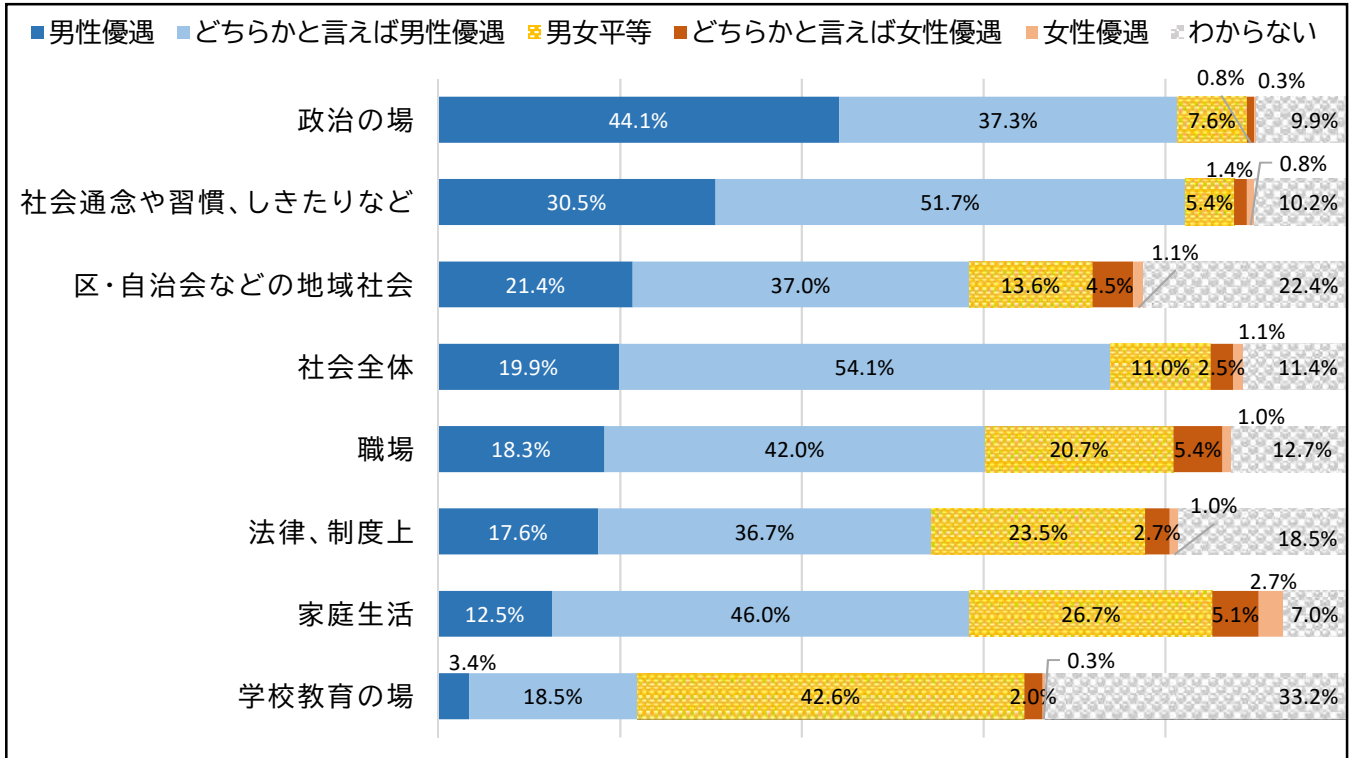
(3つまで選び回答)

調査項目の内「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる社会」が65.5%、「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が57.1%、「法律や制度の上で男女の差がない社会」が56.1%と高い割合になっている。



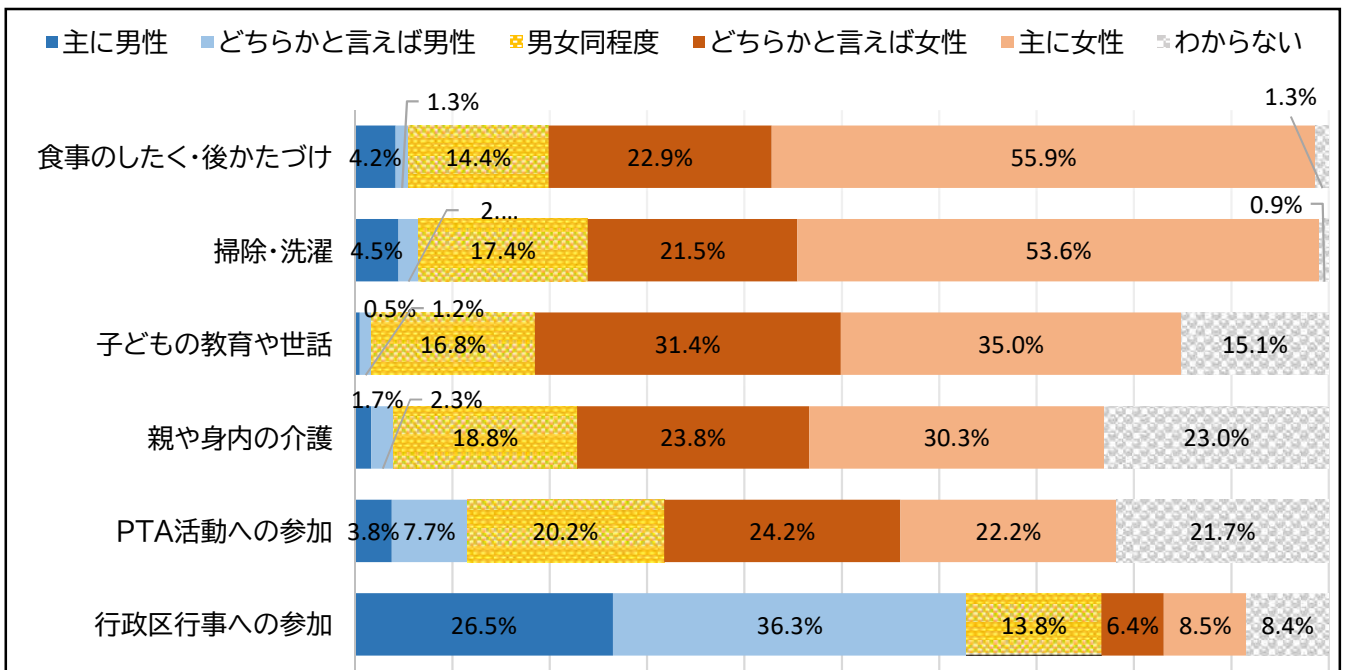
【問3】 次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか

調査した項目の内、「男性優遇」「どちらかと言えば男性優遇」と回答する割合は、「政治の場」や「社会通念や習慣、しきたりなど」の分野で最も高くなった。
男女平等と回答した割合が最も高かったのは、「学校教育の場」となった。



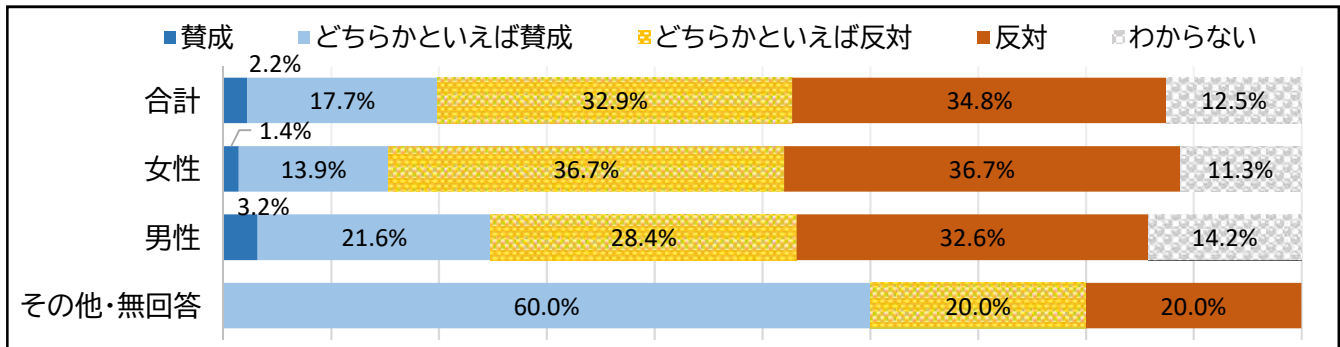
【問4】 あなたの家庭では、次のことについて、どなたが行っていますか

調査した項目の内、「主に女性」と回答した割合は、「行政区行事への参加」を除いて、すべてが高くなった。「どちらかと言えば女性」の割合を含めると約半数以上が「主に女性」「どちらかと言えば女性」と回答した。



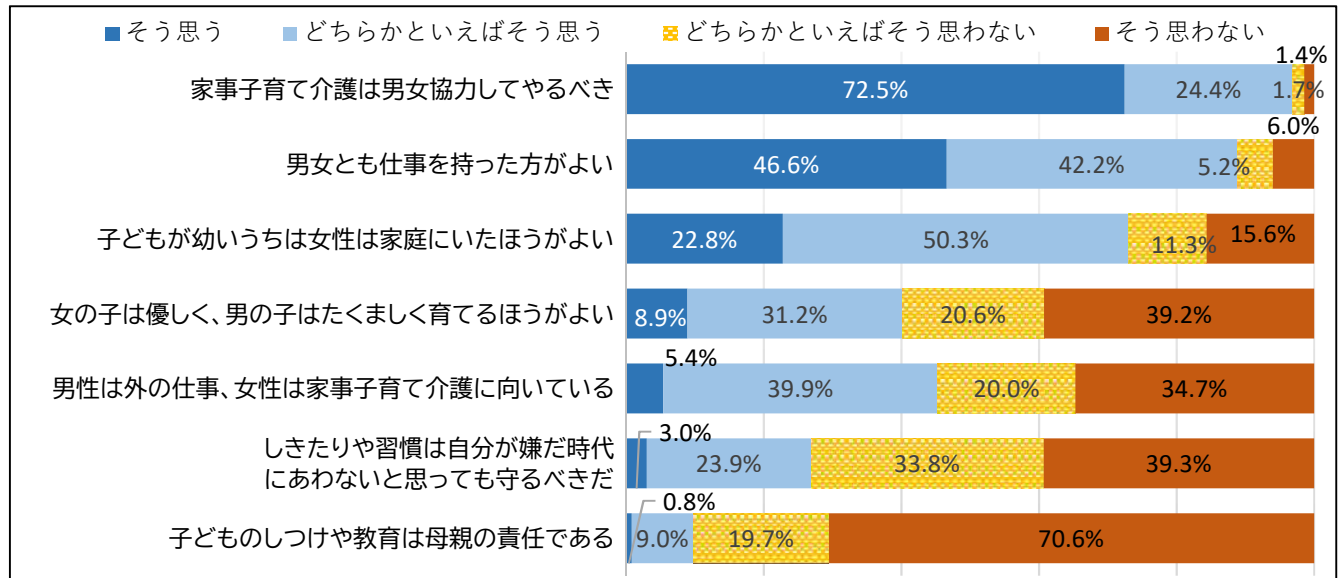
【問5】「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか

「反対」または「どちらかといえば反対」とする割合は、67.7%となっている。性別では、女性 73.4%、男性 61.0%で、12.4ポイントの差となっている。



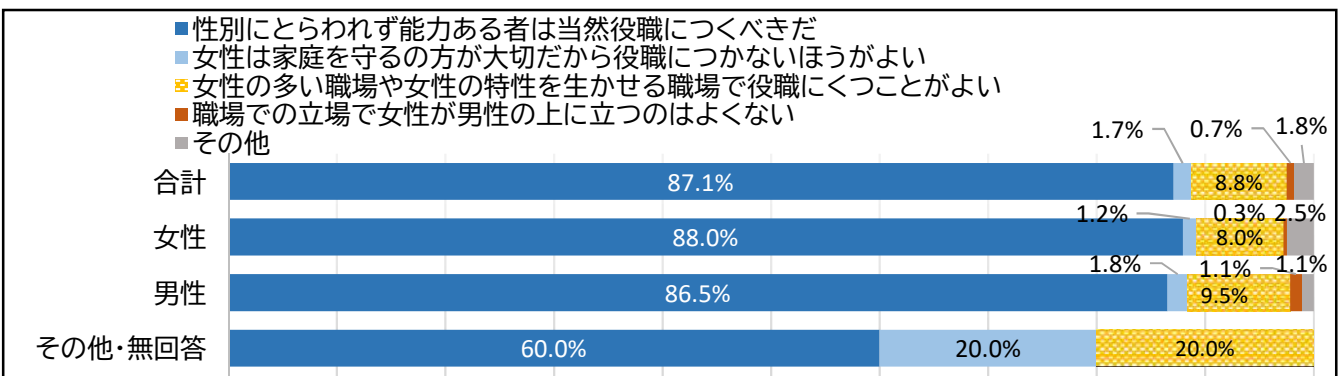
【問6】 次のような考え方について、どう思いますか

各調査項目の内、「家事、子育て介護は男女協力してやるべき」の割合が、最も高くなっていて、次に「男女とも仕事を持ったほうがよい」が高くなっている。



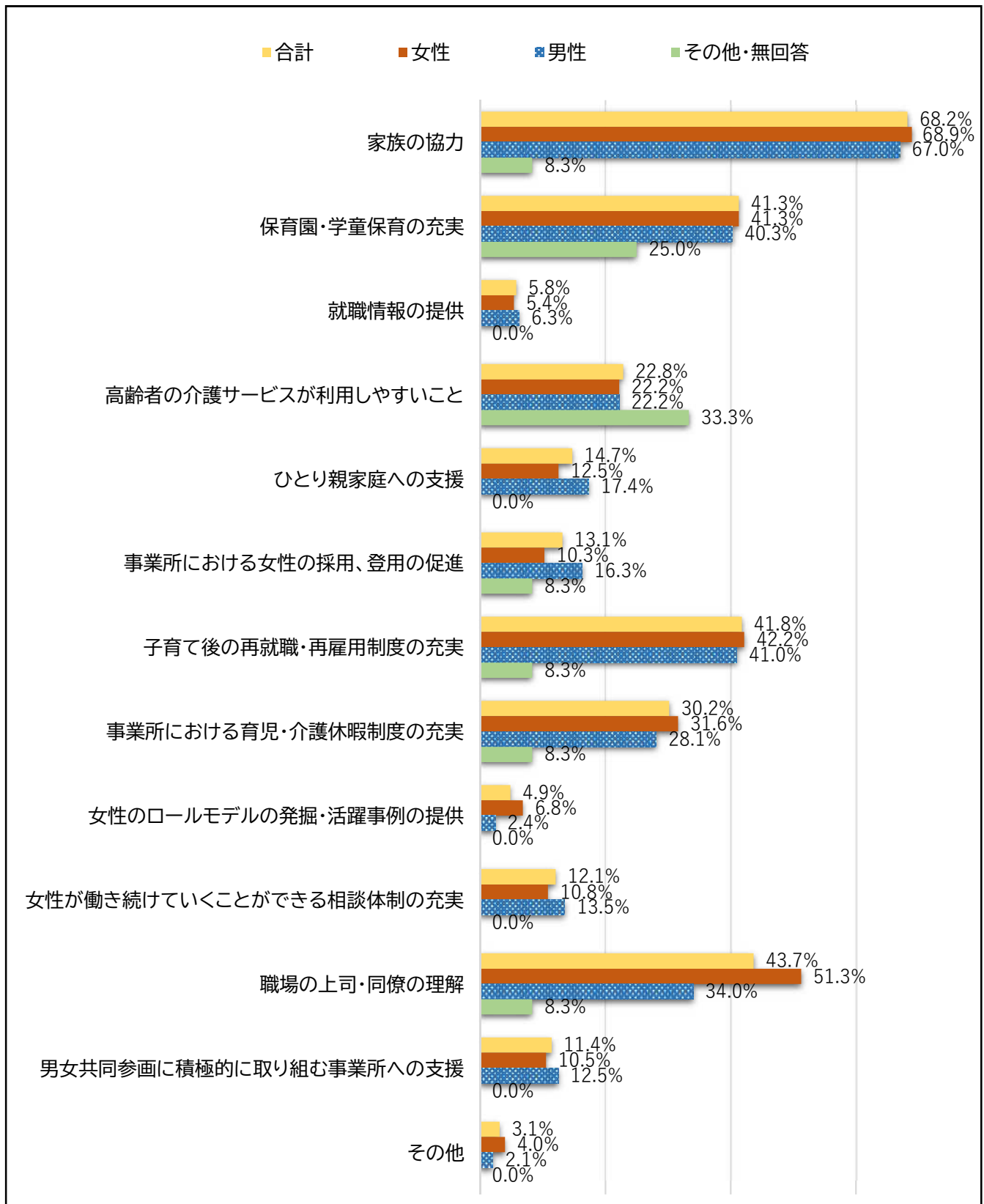
【問7】 女性が職場で役職につくことをどう思いますか

「性別にとらわれず能力があるものは当然役職につくべき」と回答する割合は、87.1%と最も高く、「女性の多い職場や女性の特性を生かせる職場で役職につくことがよい」が8.8%、「女性は「家庭を守る方が大切だから役職につかないほうがよい」が1.7%、「職場での立場で女性が男性の上に立つことはよくない」が0.7%となっている。



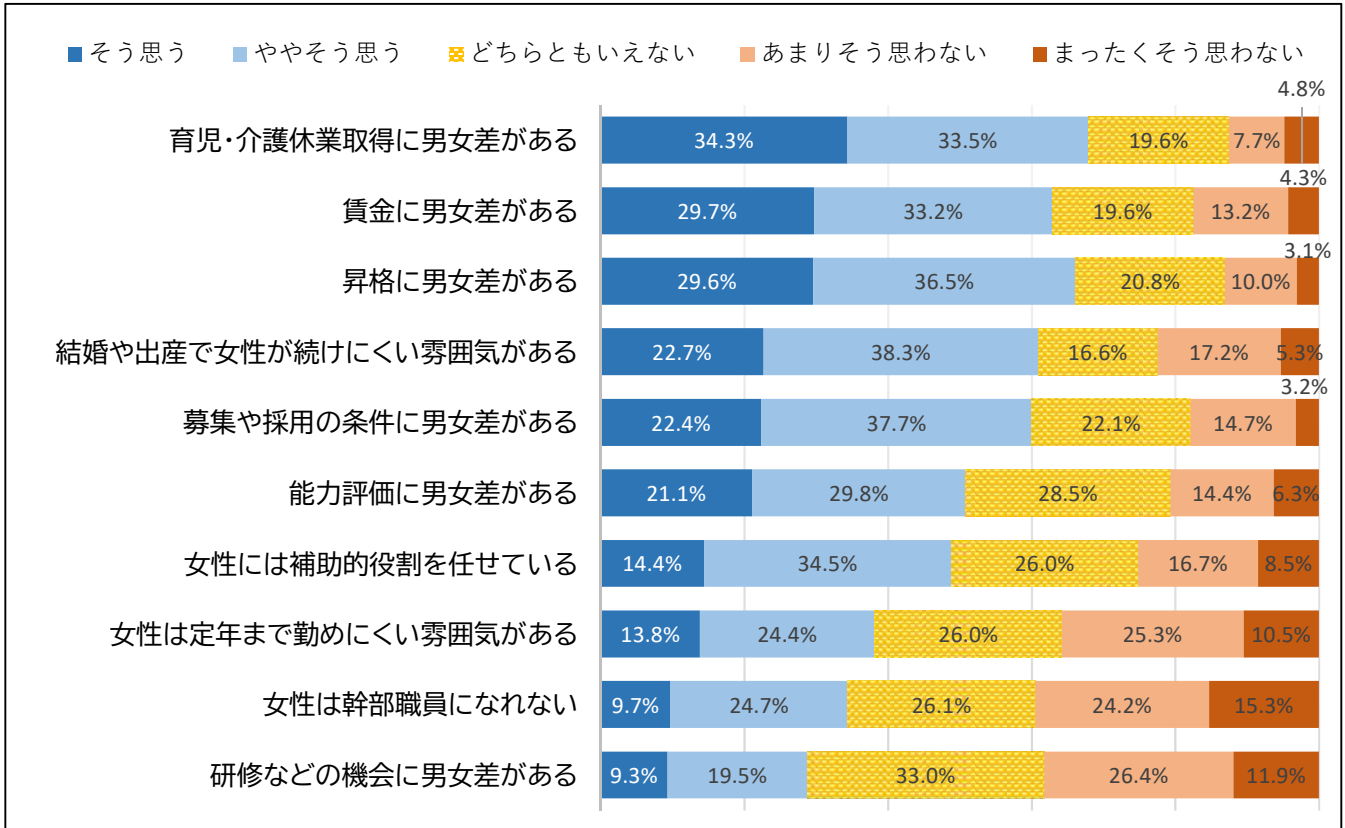
【問8】 女性が生涯にわたり仕事を続けるためには、どんな支援が必要だと思いますか
(3つまで選んで回答)

「家族の協力」が68.2%と最も高く、「職場の上司、同僚の理解」43.7%、「子育て後の再就職、再雇用制度の充実」が41.8%となっている。



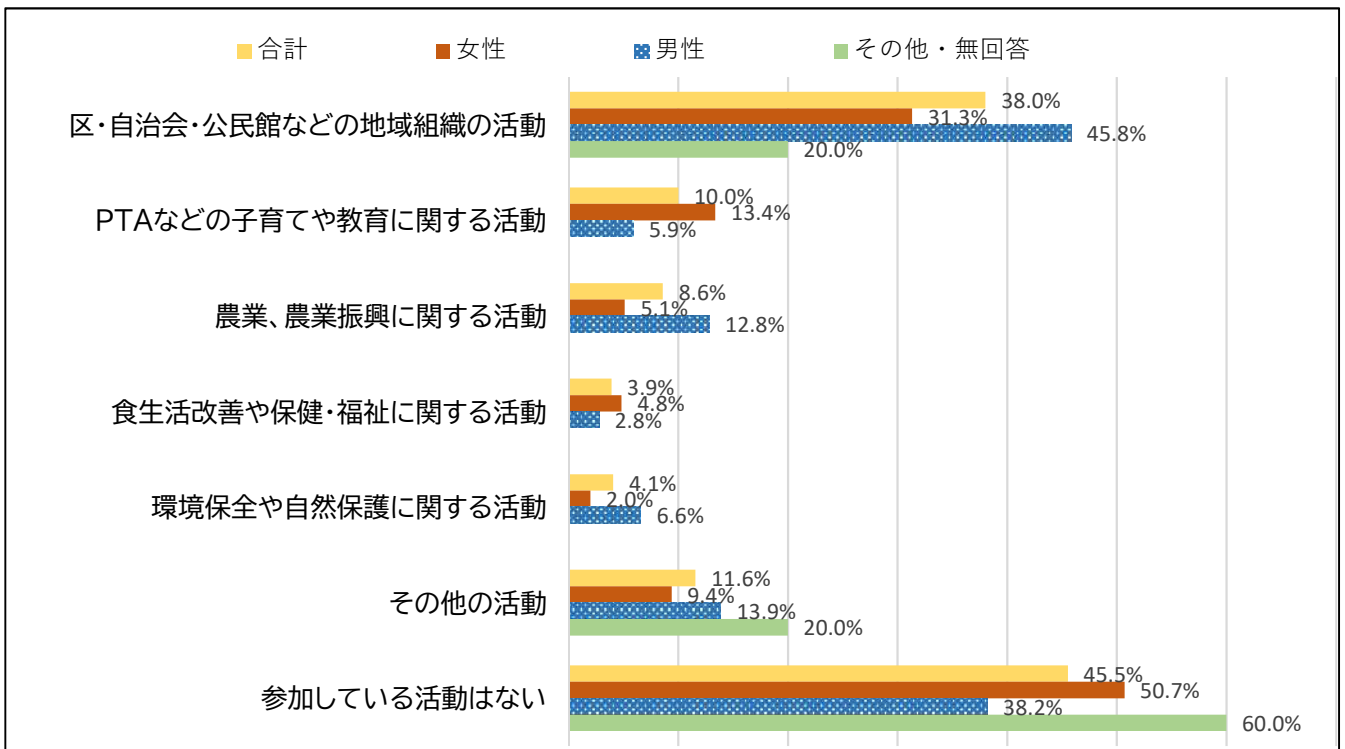
【問9】 働く場において、仕事の内容や待遇について男女差があると思いますか

調査項目の内、「そう思う」と回答した割合は、「育児・介護休業取得に男女差がある」について最も高くなっていて、次に「賃金に男女差がある」の割合が高くなっている。



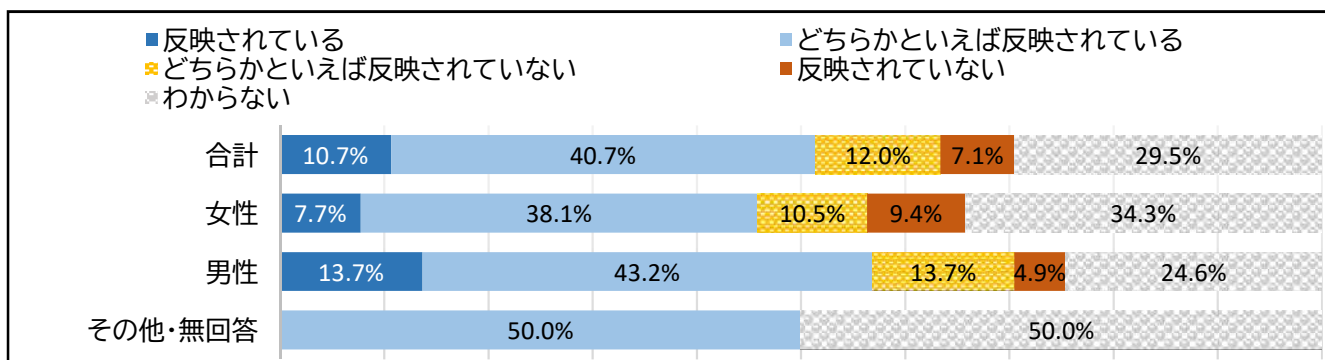
【問10】 現在参加している活動についてお尋ねします(複数回答)

「区、自治会、公民館などの地域組織の活動」に参加している割合は、女性31.3%、男性45.8%となっている。「参加している活動はない」割合は、女性50.7%、男性38.2%となっている。



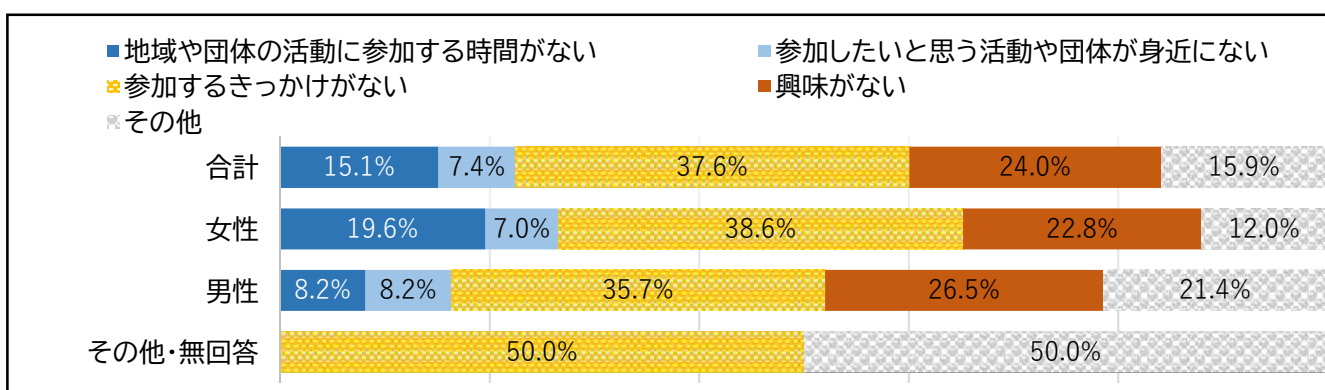
【問11】 参加している団体の活動方針や方策に自分の意見は反映されていると思いますか

「反映されている」または「どちらかといえば反映されている」とする割合は、51.4%となっている。性別では、女性45.8%、男性56.9%となっている。(n=366)



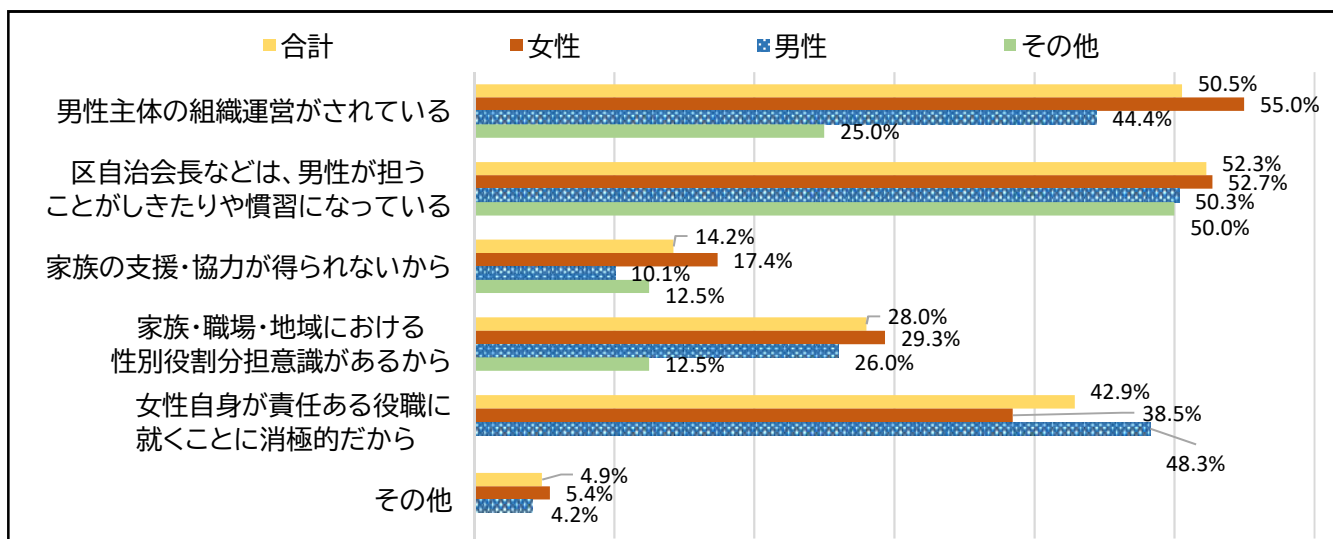
【問12】 参加していない理由は何ですか

「参加するきっかけがないから」の割合が最も高くなっている。「地域や団体の活動に参加する時間がない」の割合は、女性19.6%、男性8.2%となっている。(n=258)



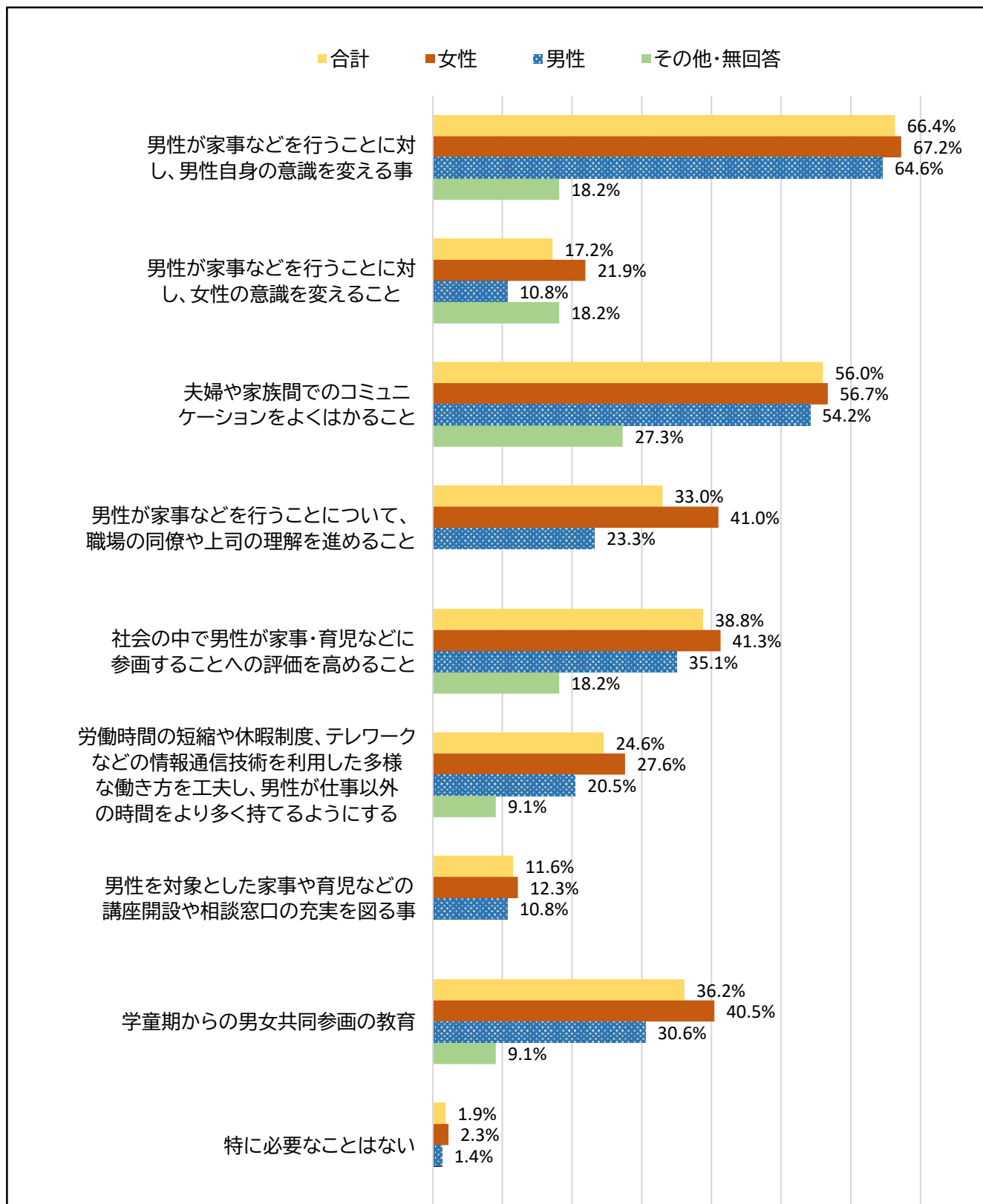
【問13】 計画や方針決定の場に女性の登用が少ない理由はどのようなことだと思われますか (複数回答)

「男性主体の組織運営がされている」及び「区・自治会長などは、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」の割合が高くなっている。次いで「女性自身が責任ある役職に就く事に消極的だから」の割合が高くなっている。



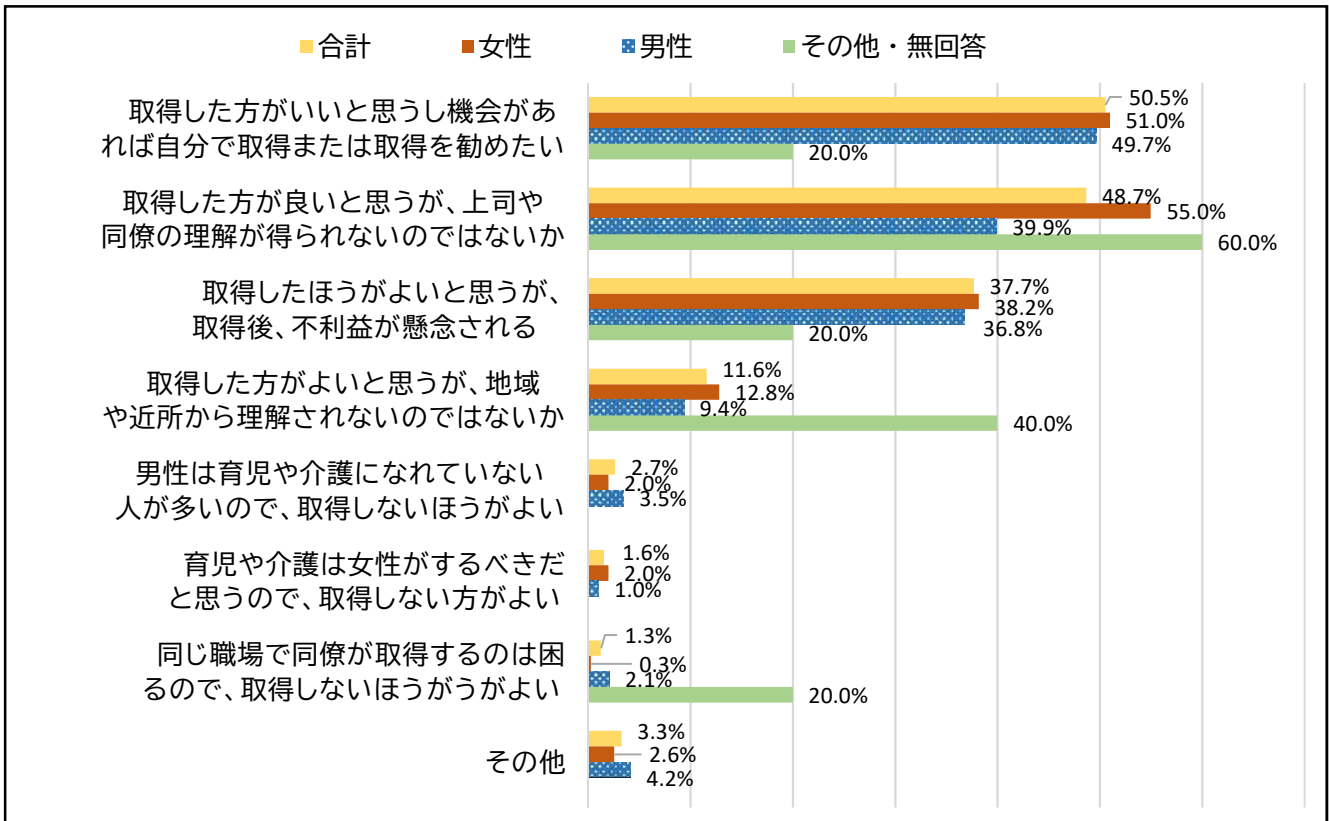
【問14】 女性が分担する機会が多い家事、子育て、介護等に男性が積極的に参画していくために重要なことは何ですか
(複数回答)

「男性が家事・育児などを行うことに対し、男性自身の意識を変えること」が66.4%、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が56%、「社会の中で男性が家事・育児などに参画することへの評価を高めること」が38.8%となっている。



【問15】 男性が育児や介護を行うために休暇を取得することについてどう思いますか
(複数回答)

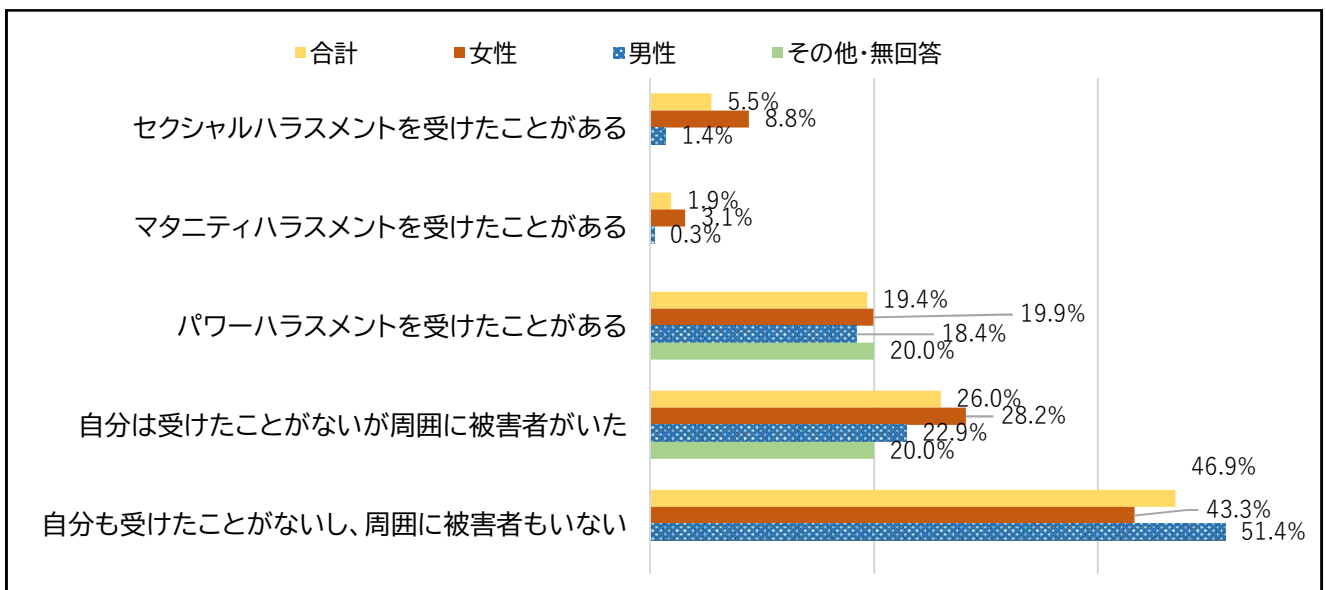
「取得したほうがいいと思うし機会があれば自分で取得または取得を勧めたい」とする割合が最も多くなり50.5%となった。次いで「取得した方がよいと思うが上司や同僚の理解が得られないのではないか」とする割合が48.7%となった。



【問16】 この2年間、職場・学校・地域でハラスメントを受けた、または周囲の方が被害を受けたという話を聞いたことがありますか
(複数回答)

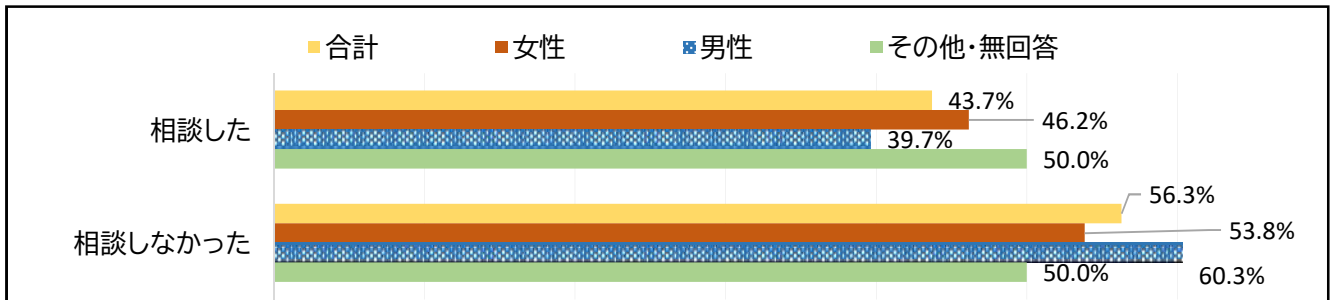
セクシャルハラスメントを受けたことがある5.5%、マタニティハラスメントを受けたことがある1.9%、パワーハラスメントを受けたことがある19.4%となった。

性別では、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントについては女性に多い割合となっていて、パワーハラスメントについては同程度の割合となっている。



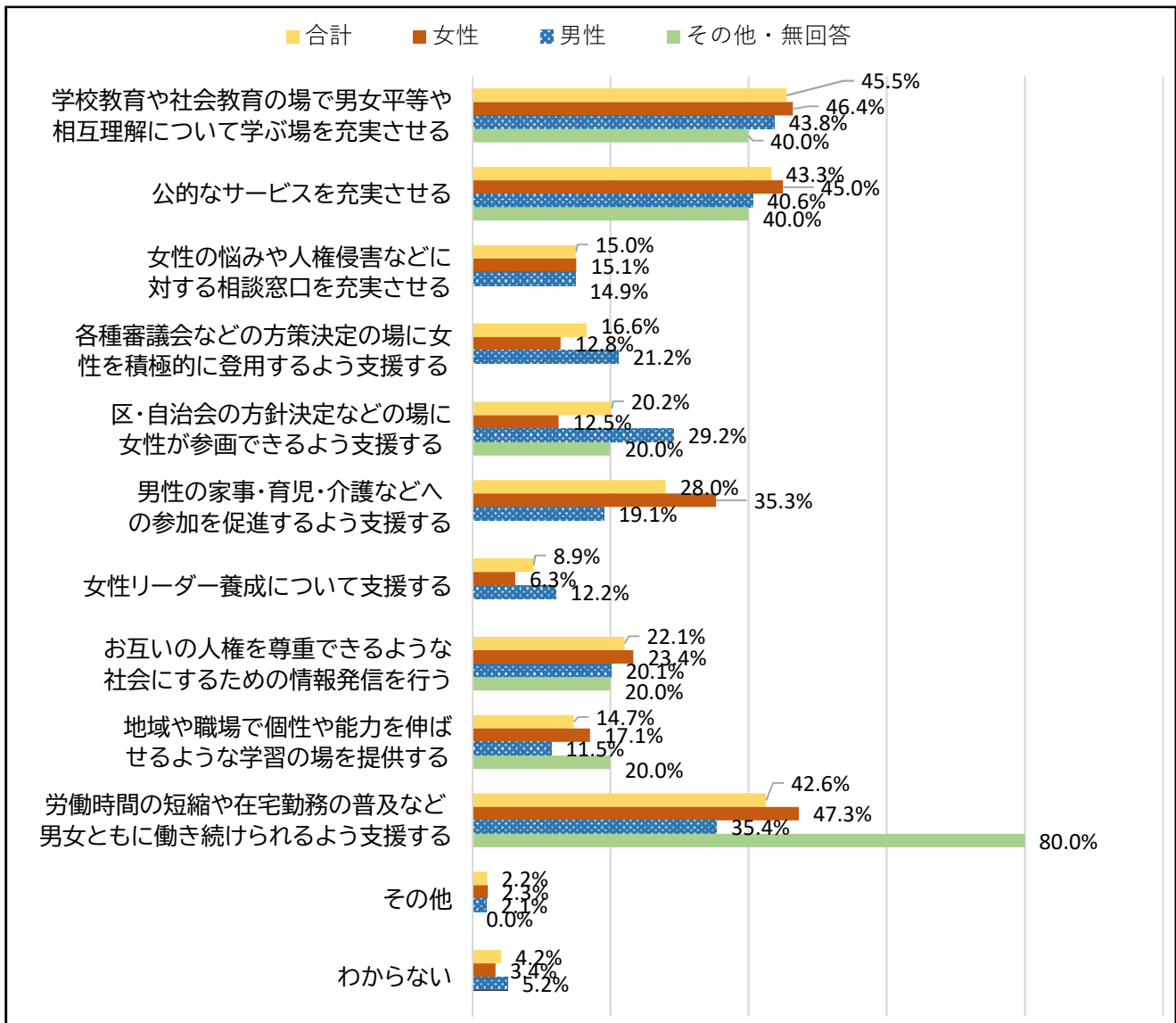
【問17】 誰かに相談しましたか(n=151人)

相談したの割合が43.7%、相談しなかったの割合が56.3%になり、ハラスメントを受けた半数以上の方が相談しなかったと回答している。(n=151)



【問18】 男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を發揮し、男女平等の理念に基づき、いきいきと生きる社会を実現するために、茅野市は今後どのようなことに力を入れたらよいと思いますか (3つまで選び回答)

全体でみると、「学校教育や社会教育の場で男女平等や相互理解について学ぶ場を充実させる」が最も多く45.5%となっている。次いで公的なサービスを充実させる」43.3%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き続けられるよう支援する」が42.6%、となっている。



第4次茅野市男女共同参画計画

～ はつらつプラン21 ～

発行 令和6年(2024年)3月

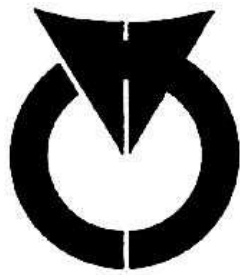
編集 長野県茅野市・茅野市教育委員会

(生涯学習部 生涯学習課)

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

TEL(0266)72-2101(代) FAX(0266)82-0237

ホームページ <http://www.city.chino.lg.jp>



幸せを実現できるまち